

環境省政策評価結果の政策への反映状況

- 目 次 -

1. はじめに
2. 平成 21 年度施策の事後評価結果の政策への反映状況
 - (1) 総括表
 - (2) 施策別整理表
3. 事前評価結果（平成 21 年 10 月から平成 22 年 9 月まで）の政策への反映状況
 - (1) 公共事業
 - (2) 規制関連
 - (3) 租税特別措置等

1.はじめに

(1) 行政機関は、国民に対する行政の説明責任の徹底、効率的で質の高い行政の実現、国民の視野に立った成果重視の行政への転換を実現することを目的として、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成14年4月施行。以下「法」という。)に基づき、政策評価を実施することとされている。

環境省においては、政策評価基本計画及び政策評価実施計画を策定し、「9 施策 40 目標」による施策体系のもとで政策評価を実施している。

具体的な施策は次のとおり。

- 施策 1 地球温暖化対策の推進
- 2 地球環境の保全
- 3 大気・水・土壌環境等の保全
- 4 廃棄物・リサイクル対策の推進
- 5 生物多様性の保全と自然との共生の推進
- 6 化学物質対策の推進
- 7 環境保健対策の推進
- 8 環境・経済・社会の統合的向上
- 9 環境政策の基盤整備

(2) 政策評価の結果は、次年度の予算要求等政策へ適切に反映することが重要であり、法第11条の規定に基づき、以下のとおり評価結果の概要と政策への反映状況を取りまとめた。

なお、取りまとめの対象は、昨年度の報告からこれまで(平成21年10月から平成22年9月まで)の間に、総務省に提出、公表した政策評価書である。

- 平成22年 2月25日 規制に関する事前評価書(平成21年度第2回)を総務省に提出、公表
- 平成22年 3月4日 規制に関する事前評価書(平成21年度第3回)を総務省に提出、公表
- 平成22年 3月12日 規制に関する事前評価書(平成21年度第4回)を総務省に提出、公表
- 平成22年 4月28日 公共事業に関する事前評価書(平成22年度第1回)を総務省に提出、公表
- 平成22年 9月7日 租税特別措置等に係る事前評価書(平成22年度第2回)を総務省に提出、公表

2. 平成21年度施策の事後評価結果の政策への反映状況

(1) 総括表

(単位:件)

分類	平成23年度予算要求へ反映した件数						平成23年度機構・定員要求へ反映した件数			施政方針演説で示された内閣の重要政策に関する評価			
	これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し		評価対象政策を廃止、休止又は中止	機構要求へ反映	定員要求へ反映				第174回 (H22.1.29)			
		評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止										
施策等を対象に評価	9	0	9	9	0	0	8	3	8	1			1

(注)

1. 「評価対象政策の重点化等」とは、施策に含まれる個別事業の一部を縮小、中止等の見直しを行うとともに、新たな事業の実施や他の事業を充実する等により改善を行ったもの。

(2) 施策別整理表

	施策名	施策の方針に対する総合的な評価	今後の主な取組	終期を迎えた予算事項	機構・定員要求
1	地球温暖化対策の推進	<p>【国内における温室効果ガスの排出抑制】 2008年度の温室効果ガスの総排出量は、12億8,200万トンで、京都議定書の基準年比では、1.6%上回っているが、2007年度比では、6.4%減少。ここから、 森林経営による吸収量確保の目標 (基準年排出量の約3.8%) 政府としてのクレジット取得の目標 (基準年排出量の約1.6%) 電気事業連合会が2008年度に国の管理口座に無償で移転したクレジット(約6,400万トン) (基準年排出量の約5.0%) を差し引くと、-8.8%となり、2008年度単年度に限れば、吸収量の確保やクレジットの取得が順調に進むという前提のもとで、京都議定書の目標達成の目安に達している。これは金融危機の影響による年度後半の急激な景気後退に伴い、産業部門の生産活動が低下した影響が大きいと考えられる。しかし、温暖化対策の進展による効果も一定程度現れていると考えられ、例えば、鶏入部門における年追い改善の効果や業務・家庭部門における省エネ機器の導入の効果等が現れ始めているといえる。温室効果ガスの種類別で見ると、メタン・一酸化二窒素及び代替フロン等3ガスの排出抑制については、基準年排出量を下回っている。しかしながら、エネルギー起源二酸化炭素については、平成20年度で基準年比7.5%増加しており、再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー機器の普及などについて一層の取組が求められている。今後、景気回復に伴い温室効果ガス排出量が増加することが考えられるので、京都議定書目標の達成に向けて気を緩めることなく対策を着実に実施していくことが必要。 【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】 条約事務局に提出した細く情報として、我が国における京都議定書に基づく吸収源活動の排出・吸収量を算定した結果、2008年度は4,400万トン(二酸化炭素換算)吸収(森林4,330万トン、都市緑化等70万トン)となった。これは、基準年総排出量(12億6,100万トン)の3.5%に相当する(うち森林吸収源対策による吸収量は3.4%に相</p>	<p>【国内における温室効果ガスの排出抑制】 我が国における、地球温暖化対策の基本的な方向性を明らかにし、環境と成長が両立した「エコ社会」の実現に向けた第一歩を踏み出していくために、地球温暖化対策に関し、基本原則と各主体の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標を設定し、地球温暖化対策の基本となる事項を定める法案の早期成立を図る。 我が国の中長期目標達成のため、京都議定書目標達成計画に盛り込まれている各種目標の達成状況や対策の進捗状況の評価も踏まえ、施策の抜本的かつ包括的な見直しを進めるとともに、国内排出量取引制度の創設、地球温暖化対策税の検討などを着実に進める。 6%削減約束の確実な達成のため、京都議定書目標達成計画に基づき対策・施策を着実に実施する。 温暖化対策の推進に関する法律に基づき、以下の対策を進める。 ・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の適切な運用により、事業者の自主的な排出抑制のための取組の推進を図る。 ・日常生活から排出される温室効果ガス排出量の「見える化」の推進による削減効果の実証を行い、効果的な削減に結びつく情報提供の在り方を検討するとともに、各家庭の温室効果ガス排出実態に応じた削減行動を支援し、環境コンシェルジュ制度の検討を行う。 ・温室効果ガスの排出抑制等のために事業者が取り組むべき措置等を示した排出抑制等指針について、対象となる部門を追加するなど、その一層の拡充を図る。 ・地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制のための施策を推進するため、地方公共団体実行計画の策定及び実施を支援する。 国際的には、平成21年12月にデンマーク・コペンハーゲンで開催された気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)において、米中等が参加し、途上国支援を含む、「コペンハーゲン合意」が作成された。この「コペンハーゲン合意」を基礎に、2013年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みの採択に向けて、国際交渉の前進に</p>	<p>・地方公共団体毎の二酸化炭素排出量調査・推計業務 事業を一旦廃しし、関連業務と整理統合し、効率的な事業内容として概算要求額を減額。 ・低炭素社会づくりのための中・長期目標達成ロードマップ策定費 一旦廃したうえで、これまでの成果等を踏まえ、新たに要求。 ・地域連携家庭・業務部門温暖化対策導入促進事業 所期の目的が達成されたこと、及び、国と地方の事業の役割分担に関する議論を踏まえ、廃止 ・地方公共団体毎の二酸化炭素排出量調査・推計業務 事業を一旦廃しし、関連業務と整理統合し、効率的な事業内容として概算要求額を減額。 ・低炭素社会づくりのための中・長期目標達成ロードマップ策定費 一旦廃したうえで、これまでの成果等を踏まえ、新たに要求。 ・地域連携家庭・業務部門温暖化対策導入促進事業 所期の目的が達成されたこと、及び、国と地方の事業の役割分担に関する議論を踏まえ、廃止 ・太陽光発電等再生可能エネルギー活用推進事業 所期の目的が達成されたため廃止 ・低炭素社会モデル街区形成促進事業(うち「省CO2型街区形成促進事業」) 所期の目的が達成されたため廃止 ・二酸化炭素海底地層貯留技術開発事業 所期の目的が達成されたため廃止 ・廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事業 廃止 ・船舶の省CO2対策の推進に向けたモデル事業 廃止 ・クールシティ中枢街区パイロット事業 廃止 ・エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業 所期の目的が達成されたため廃止 ・温暖化影響情報集約型CO2削減行動促進事業</p>	<p>定員要求を図る</p>

	施策名	施策の方針に対する総合的な評価	今後の主な取組	終期を迎えた予算事項	機構・定員要求
		<p>当)。 【京都メカニズム活用の推進】 平成21年度は約4,150万トン(二酸化炭素換算)のクレジット取得契約を締結した。</p>	<p>貢献9 【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】 GPG - LULUCFに則って吸収・排出量の報告・検証体制の設計を行い、我が国の吸収源活動が国際的に確実に認められ、吸収量目標の達成が確実となる体制の構築に資する。 次期枠組み(2013年以降)の下での吸収源の取扱いについて、国際交渉に的確に対応するとともに、有力なオプションについては予備的に検討を行うことにより、基本ルール合意後になされるガイドライ等の作成の再により我が国の実情を反映させる。 【京都メカニズム活用の推進】 京都メカニズムに関する専門知識、プロジェクトの質を評価できるだけの知見、事業性やファイナンス面の知識経験等を有するNEDOに京都メカニズムクレジット取得事業を委託し、直接取得、間接取得、グリーン投資スキーム(GIS)等の形態から適切な手法を用い、京都メカニズムクレジットを効果的に取得していく。</p>	<p>廃止</p>	

(2) 施策別整理表

施策名	施策の方針に対する総合的な評価	今後の主な取組	終期を迎えた予算事項	機構・定員要求
	<p>【オゾン層の保護・回復】 オゾンホールは、ほぼ毎年大規模に形成されており、現時点でオゾンホールに縮小する兆しがあるとは判断できず、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にある。また、ハイドロクロフルオロカーボン(HCFC)の大気中濃度は増加を続けており、引き続き対策を講じる必要がある。</p> <p>平成19年10月より新たに整備時の回収が義務づけられたこともあり、業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収量は増加したものの、地球温暖化対策の見地からも引き続きフロン回収・破壊法の周知徹底及び施行強化を図り、回収量の増加に努める必要がある。</p> <p>【酸性雨・黄砂対策】 酸性雨等越境大気汚染については、我が国の主導によりEANETが2001年(平成13年)から本格稼働を開始し、共通手法を用いた酸性雨モニタリングなどの活動を推進している。我が国は、EANETのネットワークセンターに指定されている酸性雨研究センターと協力しつつ、東アジア諸国の大気管理能力向上に向けた活動に積極的に貢献している。国内においては、EANETの手法と調和させた長期モニタリングを実施しており、平成21年3月には平成15年度から19年度の調査結果をとりまとめて酸性雨や越境大気汚染の状況やその影響を評価するなど、目標達成に向けて取組を進めている。</p> <p>黄砂については、2008年に日中韓三カ国の共同研究が開始され、平成21年度はワーキンググループ会合を開催するとともに、札幌で日中韓三カ国黄砂局長級会合を開催し、国際協力を進めている。また、国内では、平成14年度から19年度にかけて実施した黄砂実態解明調査の結果を平成21年3月に取りまとめ、平成21年度も引き続き調査を実施した。</p> <p>【海洋環境の保全】 海洋汚染防止対策については、ロンドン条約・1996年議定書をはじめとする各種条約と海洋汚染防止法に基づいて有害液体物質等の輸送や廃棄物の海洋投入処分等について規制を行うとともに、海洋環境モニタリングの実施、海洋汚染防止法上の海洋投入処分のあり方の検討、及び二酸化炭素海底地層貯留(海底CCS)に</p>	<p>【オゾン層の保護・回復】 フロン回収・破壊法の周知徹底及び施行強化を図るとともに、機器使用時の排出抑制のための要因把握・分析、機器の使用者・保有者の取組等を推進する。</p> <p>ノンフロン製品の更なる普及推進等、脱フロン社会の構築に向けた施策を検討推進する。</p> <p>途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図るとともに、プロジェクトを検討推進する。</p> <p>【酸性雨・黄砂対策】 東アジア地域における大気汚染防止の取組を推進するため、国際的な枠組みであるEANET活動の将来発展に向けた取組や、東アジア諸国の大気管理能力の向上の支援など、国際協力を推進する。</p> <p>酸性雨のみならず、オゾンやエアロゾルも含めた越境大気汚染及び生態影響の監視に重点化した長期モニタリングを着実に実施する。</p> <p>黄砂対策について、北東アジア地域における黄砂モニタリングネットワーク及び早期警報システムの構築を進めるとともに、日中韓の共同研究を推進する。</p> <p>【海洋環境の保全】 廃棄物の海洋投入処分許可制度について、今後のあり方の検討を進める。</p> <p>陸域期限の汚染及び廃棄物の海洋投入処分による汚染を把握するために、日本周辺の海域において海洋モニタリングを実施する。</p> <p>二酸化炭素海底地層貯留に係る影響評価やモニタリング等について管理手法の高度化に関する検討をすすめる。</p> <p>漂流・漂着ゴミの問題の解決に向けて、引き続きモデル地域において漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ効果的な回収・処理方法について更なる検討や状況把握のための調査を行う。</p> <p>NOWPAP等の活用により、海洋生態系保全や漂着ごみ問題の解決に向けた国際的取組を推進する。</p> <p>【地球環境分野における国際協力・研究調査等】 (森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)</p> <p>違法伐採対策及び持続可能な森林経営への</p>	<p>・アジア太平洋環境開発フォーラムセカンドステージ(APFED)活動推進費 所期の目的が達成されたため廃止 ・貿易自由化と環境保全の相互支持性強化推進費等 所期の目的が達成されたため廃止 ・気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費等(うち「アジアにおける環境・経済統合影響評価モデルによる日本型環境政策検討スキームの導入支援日」「気候変動影響・適応に関する情報収集・評価・対策事業」) 「気候変動影響・適応に関する情報収集・評価・対策事業」は一旦廃止し、事業内容を刷新しその他事業と整理統合 ・地球環境保全試験研究費等(うち「地球環境研究計画策定等経費」) 「地球環境研究計画策定等経費」を廃止。また、事業内容の効率化を図ることで、概算要求額を減額</p>	<p>定員要求を図る</p>

2 地球環境の
保全

伴う環境影響評価手法及びモニタリング手法の高度化のための作業を実施した。また、OPRC条約及びOPRC - HNS議定書に基づき、有害液体物質汚染事故に関する脆弱性沿岸海域図の作成を進めると同時に、油の流出事故に関する脆弱性沿岸海域図の情報の更新を行った。

漂流・漂着ゴミ対策については、漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査で9道県10海岸のモデル地域を選定して調査を行って漂着ゴミの効率的かつ効果的な回収・処理方法の検討に向けた現状把握を進めるとともに、全国的な状況把握のための手法について検討・整理を行った。また、平成21年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が成立したことも関連して、地域グリーンニューディール基金への補助(総額約60億円)等によって漂流・漂着ゴミの処理を推進した。さらに、NOWPAPの活用等により、漂着ごみ問題の解決に向けた国際協力を推進した。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

森林の保全については企業とNGO/NPOとのパートナーシップの促進に関する調査事業及び木材調達者のグリーン化普及啓発事業を実施し、砂漠化への対処についてはアフリカの砂漠化評価及び北東アジアにおける砂漠化防止のためのパイロット事業を実施した。

南極地域の環境保全等の分野については、南極条約・議定書に基づく査察の実施等により、南極地域の環境保全に貢献した。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

地球環境保全に関して、G8、国連環境計画(UNEP)、経済協力開発機構(OECD)、日中韓三カ国環境大臣会合(TEM)、ASEAN+3環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、会議等での我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与し期待どりの成果が得られた。また、貿易と環境の相互支持性の強化のために、貿易自由化に起因する環境影響調査や、他国の環境・貿易政策のレビュー等を行い、事由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)交渉や世界貿易機構(WTO)交渉等に有効な知見が得られた。

アジア太平洋地域の有識者との間で同地域での革新的な取組を促進する目的で、我が国の

民間ベースの取組推進支援、国民の理解向上のための普及啓発を行う。

砂漠化評価・適応策の手法検討を行う。

南極地域の環境の実態把握モニタリング実施計画の策定、南極環境保護議定書附属書への対応の継続、南極条約・議定書に基づく査察の実施結果の報告についての検討を開始し、南極環境保護法に基づく手続きの更なる周知徹底を行う。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

引き続き、G8、UNEP、OECD、日中韓三カ国環境大臣会合(TEM)、ASEAN+3環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の各種の枠組みで、我が国がリーダーシップを発揮できるよう積極的に貢献する。また、WTO、FTA/EPAの交渉に環境の観点を盛り込むべく、これまでの事業を充実させる。

クリーンアジア・イニシアティブを推進し、アジアにおいて低炭素型・低公害型社会、循環型社会、自然と人間が共生する社会を構築していく。

国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。

(研究調査)

衛星データの利用による観測空白域の解消、リアルタイムモニタリングが可能な観測ネットワークの構築、及び観測データ利用促進につながるデータ公開システムの開発を検討する。また、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)の観測データの検証を行う。

地球環境分野の監視・観測及び調査研究について、行政として研究してほしいテーマや特に採択したい課題を公募時に明示することにより、行政ニーズに合った研究課題などより重要な分野への研究資源の配分を強化することによって、より効率的かつ効果的に調査研究等を推進する。また、我が国の環境経済統合評価モデルを用いて、アジア各国が自ら将来の環境変化を予測するための能力開発を行い、各国における具体的な政策導入に貢献する。

の革新的な取組を実現するためのメンバーの議論を行い、優良事例の収集や政策対話を通じて、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりに寄与し期待どおりの成果が得られた。

(研究調査)

重点施策に基づき、低炭素社会づくり及び賢い適応策にかかる2つの特別募集枠を設定し、重点的な資金配分を行うことにより、効果的かつ効果的な運営を行った。

地球環境分野の調査・研究により、地球温暖化観測に必要な基盤技術の開発や、地球温暖化分野の情報提供の推進を図った。また、IPCCへの支援は、第5次評価報告書作成に向けたIPCCの諸活動に貢献した。

平成21年1月に打ち上げた温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)の観測データの一般提供を平成21年10月に開始した。

徐々に減少してはいるが、まだ高い水準で推移しているため、今後とも必要な施策強化等を図っていく必要がある。騒音対策としては、騒音規制法の未規制施設に関する施策の充実を図るための検討を開始した。自動車単体対策については、中央環境審議会中間答申「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」(平成20年12月)に基づき、自動車の走行の実態、自動車やタイヤから発生する騒音の実態等を調査するとともに、騒音規制手法の抜本的見直しについて検討を開始した。また、騒音に係る環境基準の達成目標年次(平成21年度)を迎えたことにより、自動車騒音対策に関する総合的施策を取りまとめた「今後の自動車騒音対策の取組方針」を、各都道府県知事及び政令指定都市市長宛に通知したところである。これを踏まえ、引き続き関係省庁が連携して積極的に対策を推進することとしている。

航空機騒音及び新幹線鉄道騒音については、環境基準の達成に向けて、継続的に対策を講じてきているところであるが、環境基準の達成状況はそれぞれ76.0%、43.1%と未だ芳しくなく、苦情も絶えないところである。このため、更なる騒音低減対策の推進に取り組む必要がある。

クールシティづくりについては、注目度の高い街区での集中的かつ一体的なヒートアイランド対策等を推進した。地方公共団体・民間事業者等の取組を支援しつつ、ヒートアイランド対策大綱に基づいた対策を推進する必要がある。また、まちの快適さを演出する涼感、光、かおり、音などの間隔環境の観点からの対策が求められている。

【水環境の保全】

平成21年11月に、公共用水域において、新たに人の健康の保護に係る水質環境基準項目として、1,4-ジオキサンを追加した。また、地下水において新たに地下水環境基準項目として、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサンを追加し、現行のシス-1,2-ジクロロエチレンに代わり、1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体の和)を新たに地下水環境基準項目として追加した。1,1-ジクロロエチレンについては、人の健康の保護に係る水質環境基準及び地下水環境基準における基準値を見直し、現行の0.02mg/Lから、0.1mg/Lとした。

生活環境項目に関する水質環境基準の基準達成率が、全体では87.4%となり長期的にみると上昇傾向だが、湖沼においては顕著な改善が

【水環境の保全】

新たな科学的知見の集積を通じた、水質環境基準等の目標の設定と見直しの検討、生活環境小目の新規項目としての底層DO追加等の見直しの方向性を踏まえ、各水域での水質実態、利水用途の把握及び将来水質予測等の各水域での類型指定のための検討、未規制の物質・項目を含めた工場・事業場からの排水実態の継続的な調査、排水中の多様な化学物質の影響を総合的に管理する新たな手法の検討、水環境中の化学物質挙動に着目した有害物質リスク管理手法の検討、暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向けた取組の実施、的確かつ効率的な公定分析法の検討。また、水質汚濁防止法に基づく事故時の措置における対象物質の拡大の検討。

湖沼の水環境改善に向けたより効果的な施策の検討・実施、地下水の総合的な保全のあり方の検討・保全対策の実施、湧水の保全のあり方の検討・対策の実施、皇居外苑濠を始めとした身近な水環境改善に向けた検討等の実施。

「第7次水質総量削減の在り方について」を踏まえた総量規制基準の検討等。

「里海」づくりを推進するための里海づくりマニュアル、里海創生計画の策定、先進事例の収集等。

瀬戸内海環境保全基本計画フォローアップを踏まえ、瀬戸内海環境基本計画の目標達成にむけた施策の円滑な実施等。

有明海・八代海の生態系機能の活用や生物多様性の維持を念頭においた環境改善方策の検討。

気候変動が公共用水域の水質及び生態系に与える影響を適切に把握するとともに、将来の気候変動に伴う水環境変化の予測を行い、想定される悪影響への適切な対応策を検討。

【土壌環境の保全】

土壌の環境基準等の検討を行うとともに、改正法の円滑な施行に向け技術管理者試験や追加規定の整備を実施する。

農用地土壌汚染防止法については、農用地土壌汚染対策地域の指定要件等の見直しに向け、食品安全委員会への意見聴取及びパブリックコメント等を実施し、必要な政省令等の改正を行う。

【ダイオキシン類・農薬対策】

POPs条約やWHOの検討状況等、国際的な動向を踏まえた国内におけるダイオキシン対策の

見られなかった。これらのことから、湖沼の更なる水質改善に向けた汚濁メカニズムの解明等に取り組む必要がある。また、環境基準の類型指定の見直し、工場・事業場からの排水実態の継続的な把握、暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向け技術的な支援を中心とした取組を促進した。さらに、排水中の多様な化学物質の影響を総体的に管理する新たな手法の検討のための基礎調査を実施した。

6次わたる水質総量削減の実施により東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に流入する汚濁負荷量は、東京湾における化学的酸素要求量(COD)負荷量が昭和54年度における477t/日から平成16年度における211t/日まで削減されるなど、着実に削減されている。しかし、東京湾における窒素及びりん的环境基準達成率は平成8年度も平成20年度も同じ50%であるなど改善がみられないことや、依然大規模な赤潮や貧酸素水塊が発生していることなどから、更なる水質改善に向けた取組が必要である。こため閉鎖性海域が今後目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする閉鎖性海域中長期ビジョンを策定した。また、平成21年2月に中央環境審議会に諮問した第7次水流総量削減のあり方について、平成22年3月に答申がなされた。

海域環境保全や海との共生に取り組んでいる海域を選定し、地方公共団体による里海創生活動の支援を着実に実施した。(H20:4海域、H21:6海域)

中央環境審議会瀬戸内海部会が平成20年6月に取りまとめた瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップを踏まえた取組を実施するとともに、当該フォローアップに基づく関係省庁・府県の取組の進捗状況の調査を実施した。

有明海・八代海総合調査評価委員会報告を踏まえた両海域の再生に向けた調査研究が着実に進んでいる。たとえば、委員会報告書では「海底の泥化が予想以上に進行していること」が確認されていたが、21年度の調査では、一部海域で底質の粗粒化も確認され、粗粒化とタイラギの豊漁との関係を裏付ける貴重な環境データを得た。

機構変動による水環境等への悪影響に対する適応策の検討のための基礎調査を実施した。
【土壌環境の保全】

市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止を目指し、土壌汚染対策等に関する調査、対策が実施され、

検討・一層の推進。

農薬について、水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の着実な設定、農薬の生物多様性に与える影響の調査の実施、農薬の飛散による周辺住民等へのリスクを適切に評価・管理する手法の開発調査の強化。

【効果的な公害防止の取組促進】

「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」の改正を踏まえ、水質汚濁防止法において新たに事故時の措置の対象となる指定物質を定める政令の改正、ばい煙量等や排出水の汚染状態等の測定結果の保存に係る事項及び排水等の汚染状態の測定頻度・測定項目を定める症例の改正を行う。また、平成22年1月の中央環境審議会の答申を踏まえた公害防止を促進するための方策等や、効果的な公害防止体制の維持のための「公害防止ガイドライン」の継続的な普及啓発を実施する。

【アジアにおける環境協力】

東アジア諸国における水質総量削減精度の導入指針策定のため、中国においてケーススタディを実施することで水質総量削減精度の現地適用性を検証し、東アジア諸国の実情に応じた実用性の高い水質総量削減精度導入指針を策定。

グッドウォーターガバナンスの工場に向けたアジア水環境パートナーシップ、平成19年4月の日中首脳間における環境協力共同声明を踏まえた日中水環境パートナーシップ等の国際的な水問題の解決に向けた取組。

アジア各国の状況に応じて、我が国の「環境対策・測定技術」、「環境保全の規制体系」、「人材」などをパッケージにして普及・展開する。

コベネフィット・アプローチを推進するため、途上国のニーズを踏まえた技術の実証を行い、二国間協力を通じてコベネフィットCDM案件等(気候変動に係る次期枠組みを視野に入れる)の形成を進め、事業化を推進し、また、コベネフィットの効果手法の更なる開発を行う。また、本アプローチを普及させるための国際的なパートナーシップの構築を進める。

米刈束刀に基つた調査・対策が実施され、稲稈の必要な指定区域における措置等の実施率が100%となっている。

農用地土壌汚染対策地域については、平成20年度末までに6,577haが指定され、対策事業の実施等を経て、85%に当たる5,559haが地域指定を解除されている。(平成21年度までの数値については七月頃取りまとめ予定)

ダイオキシン類土壌汚染対策地域については、平成21年度に1地域で対策地域の指定の一部解除が行われた。また、これまでに指定された5地域全てにおいて対策事業が完了しているなど、対策が着実に実施されている。

【ダイオキシン類・農薬対策】

平成20年のダイオキシン類排出総量は、平成15年比で約43%減少しており、順調に削減が進んでいる。全国の環境調査結果では、概ね環境基準を達成している。

農薬に関しては、水産動植物の被害防止に係る改正登録保留基準について、平成21年度に新たに45農薬の基準を設定し、これまでに累計で101農薬に基準値を設定した。

【効果的な公害防止の取組促進】

公害防止体制の促進については、平成21年8月、中央環境審議会に対し、「今後の効果的な公害防止取組促進方策の在り方について」を諮問し、大気環境・水環境合同部会公害防止取組促進方策小委員会における審議を経て、平成22年1月に答申がなされた。この答申を踏まえて「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案」を第174回通常国会に提出した。(その後国会の審議を経て、「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」が平成22年5月10日に公布された。)

【アジアにおける環境協力】

平成21年3月の日中局長級政策対話における中国側の要望により、「第12次5カ年計画」(平成23年～27年)の策定に向けたNOxの総量削減について、日本のノウハウを活かした協力を開始した。平成21年7月に日中環境汚染対策ゴールドウィークの一環として政策的手法を紹介する第1回WSを開催し、同11月にNOx対策技術を紹介する第2回WSを開催した。さらに、同12月に中国政府関係者を日本に招へいし、石炭火力発電所等の視察を実施した。

アジア・モンsoon地域における情報基盤整備及び人材育成を行う「アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)」並びに中国の重要水域における水質汚濁防止の協力を行う「日中水環境

のける小具汚濁防止の協力を「アジア環境パートナーシップ事業」に取り組んでおり、アジア地域の水環境情報のデータベース構築、国際フォーラムを通じた人材教育や中国長江流域等における政策提言を行ってきたところ。特に中国では、水質汚濁対策協力推進として、農村地域等に適した水環境管理技術の導入実証モデル事業をこれまで4地区7箇所を実施し、中国国内に普及し水環境管理の向上に向けた協力に取り組んだ。

東アジア諸国における水質総量削減制度導入を支援する指針策定に向け、種に中国を対象として水質総量削減の導入に向けた共同研究を実施するなど、検討を着実に実施している。

「クリーンアジア・イニシアティブ」の主旨に基づき、環境汚染対策技術・モニタリング技術について、法制度の整備・人材育成とパッケージにしてアジア諸国に普及・展開することを目的とした「日本モデル環境対策技術等の国際展開」事業を開始し、現状調査や今後取り組むべきパッケージ内容の検討を行ったほか、共同政策研究等の具体的な協力事業を試行的に実施した。

平成19年の中国及びインドネシア両国環境大臣との合意に基づき、各国とのコベネフィット・アプローチに係る協力を進めている。平成21年12月には、COP15サイドイベントで中国とのコベネフィット効果に係る共同研究の成果を発表した。平成20年度及び21年度に採択したコベネフィットCDMモデル事業3件への資金支援を実施した。コベネフィット効果を定量的に評価する方法を示したマニュアルについて、気候変動に係る国際会議等の場で配布する等、その普及に努めている。

(2) 施策別整理表

施策名	施策の方針に対する総合的な評価	今後の主な取組	終期を迎えた予算事項	機構・定員要求
	<p>〔国内及び国際的な循環型社会の構築〕</p> <p>循環型社会形成推進基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に進めており、物質フロー指標については、資源生産性、循環利用率、最終処分量のすべてにおいて、目標に向けて進捗しており、目標達成に向けて成果が得られている。</p> <p>平成20年3月に閣議決定された第2次循環型社会形成推進基本計画の第2回点検の重点的検討事項として、3つの社会(循環型社会、低炭素社会、自然共生社会)の総合的取組の状況、地域循環圏の形成を踏まえた循環型社会づくり等に向けた地方公共団体・NGO/NPOによる取組、物質フロー指標や取組指標の定量的な把握・評価を設定し、施策の進捗状況など、点検結果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物統計の迅速化、精緻化に向けて廃棄物等の正確な把握・調査等を実施。 ・リデュース・リユースを中心とした循環型社会地域支援事業による先駆的な地域の取組への支援、リユース食器の利用推進のための自治体向け衛生ガイドラインの作成、ウェブサイト「リ・スタイル」による先進的な取組等の全国への情報発信等、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した取組を推進。 ・企業、国民等の関係主体が3Rに自主的に取り組むことを促す3Rエコポイントについての検討や地域の実情に根ざした循環ビジネスの先進的な取組支援など、循環型社会ビジネスの振興のための取組を実施。 ・地域循環圏形成に向けて、最適な規模の地域循環圏のための地域計画の策定に向けた調査や循環資源の性質に応じた調査・検討を実施。 ・3R推進全国大会・地方大会の開催、先進事例の表彰、環境に優しい買い物キャンペーン等の普及啓発を通じた一人一人のライフスタイルの変革のための取組を実施。 <p>国際的な循環型社会の構築に向けた取組については、環境省がイニシアティブを取って平成21年11月に東京で開催したアジア3R推進フォーラム設立会合において、アジア15ヶ国の参加の下、「アジア3R推進フォーラムの設立に関する東京3R宣言」が採択され、同フォーラムが設立された。アジアにおける3Rの取組を各国、各主体の</p>	<p>〔国内及び国際的な循環型社会の構築〕</p> <p>国内の循環型社会の構築については、近年の変化に対応できる施策に活かすため、中長期の循環型社会の姿について検討を行う。また、引き続き、地域循環圏の形成の推進のための検討や地域循環圏のための地域計画の策定、各地域で行われている地域循環圏づくりの取組状況について調査を行うとともに、地域住民、NGO/NPO、事業者、地方公共団体等が連携して実施する地域の取組への支援を行う。</p> <p>さらに、3R推進全国大会及び地方大会、循環型社会形成推進功労者大臣表彰など、ライフスタイルの変革や発生抑制等のための普及啓発・調査検討に取り組むとともに、地域一体となって経済的手法を活用した3Rを促すため、3Rエコポイント導入のためのガイドラインの作成や循環型社会ビジネス振興の支援を行う。</p> <p>このほか、研究分野とも連携しながら、物質フロー指標等の課題や方向性について検討するとともに、廃棄物統計の早期化・速報化や精度向上を進める。</p> <p>国際的な循環型社会の構築については、アジアにおける循環型社会の構築に向けて、アジア3R推進フォーラムについて会合の定期的開催、参加者間の情報共有等を進め、アジア3R推進フォーラムの下で、3Rに関するハイレベルの政策対話の促進、各国における3Rプロジェクト実施への支援の促進、3R推進に役立つ情報の共有、関係者のネットワーク化等を進めていく。また、二国間の3R推進の協力の構築と展開を進める。この中で我が国の循環ビジネスのアジアへの展開に向けた基盤整備を行う。さらに、CSD19への貢献のため、世界レベルの廃棄物管理推進の議論を進めるための意見の集約にリーダーシップを取って貢献する。</p> <p>〔循環資源の適正な3Rの推進〕</p> <p>容器包装リサイクルについては、容器包装のリユースの促進について、マイボトル・マイカップなどの普及促進に向けた普及啓発活動を行う。また、容器包装プラスチックの再商品化手法及び入札制度のあり方について、中長期的な課題の議論を行う。また、引き続き、容器包装のリサイクルについて、更に信頼性を高めるための検討を進める。建設リサイクルについては、平成20</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域からの循環型社会づくり支援事業 事業内容の見直しにより廃止 ・廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業 <p>平成20年度からの3カ年の予定の実施事業であるため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事業 <p>平成20年度からの3カ年の予定の実施事業であるため</p>	<p>定員要求を図る</p>

連携により推進していくためのプラットフォームが設立されたことにより、将来のアジアの3Rの推進に大きく貢献するものであることから、期待どおりの成果が得られた。

平成21年6月に日中環境大臣間で川崎市・はん陽市の「環境にやさしい都市協力に関する覚書」を締結するなど、自治体間レベルでのアジアにおける循環型社会構築を支援する取組が大きく進展し、期待した成果が得られた。

平成19年に設立されたUNEPの「持続可能な資源管理に関する国際パネル」に対して平成20年度より資金拠出を行うとともに、平成22年3月には持続可能な資源管理に関するセミナー「持続可能な資源管理とアジア - UNEP資源パネルの議論を中心に -」を開催し、資源パネルの5つの対象分野等における研究の国際的議論の現状と、平成21年9月に発表された同パネル最初の研究報告書であるバイオ燃料に関する報告書において示されている内容を紹介・解説するなど、持続可能な資源管理に関する科学的知見の蓄積・普及にも大きく貢献しており、期待通りの成果が得られた。

1992年の地球サミットで採択された「アジェンダ21」の実施状況を念じ計画に基づいて評価している国連持続可能な開発委員会(CSD)は、2010年から2011年の2年間に「廃棄物管理」をテーマの一つに取り上げることとなっている。このため、CSDの事務局である国連経済社会局から、アジア3R推進フォーラムの設立など、国際的取組を積極的に行っている環境省に対し、CSDでの議論を効果的に進めるため、これら会合へのインプットをとりまとめるための会合の開催が要請された。この要請を受け、CSD18に向けた会期間会合として2010年3月に専門家レベルでの「国連持続可能な廃棄物管理会議準備会合」を東京で開催した。この成果は2010年5月に開催されるCSD18にインプットすることとしており、国際社会への日本の貢献をアピールするなどの成果が得られた。

【循環資源の適正な3Rの推進】

容器包装リサイクル法については、分別収集に取り組む市町村の全市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール製容器、アルミ製容器が前年度に引き続き9割を超え、段ボール製容器で今回9割を超えた。プラスチック製容器包装を分別する自治体も着実に増加しており、これに伴い分別収集量も引き続き増加傾向である。

年12月のとりまとめを踏まえ、建設リサイクル法基本方針の見直しを行う。自動車リサイクルについては、平成22年1月に「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の取りまとめを行ったことから、本報告書における提言事項を踏まえ、必要な措置を講ずる予定。他の個別リサイクル法についてもリデュース・リユースの取組をさらに進めつつ、政省令の整備や普及啓発等により円滑な施行を行う。また、レアメタルのリサイクルについては、効率的・効果的な回収方法の検討、回収された使用済小型家電についてレアメタルの含有実態の把握等の実施、使用済小型家電のリサイクルに係る有害性の評価及び適正処理等についての検討を引き続き行い、経済性の検討及びリサイクルシステムの構築に向けた課題の整理を行っていく。

【一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

一般廃棄物について、バイオマス利活用への推進や廃棄物発電等のエネルギー利用の強化、廃棄物処理施設における基幹的設備の改良事業に対する支援等を実施しながら、低炭素社会と循環型社会の一体的な構築を地域から実現する循環型の地域づくりを進めていく。

【産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

産業廃棄物について、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及等をより推進するために、引き続き、暴力団排除対策の推進、制度の普及及び導入時のインセンティブの周知を行う。また、3R及び適正処理の推進のための取組を引き続き推進するとともに、PCB廃棄物処理の推進方策及び最終処分場の基準のあり方についての検討を行うなど、安心・安全な最終処分等の計画的確保を図る。さらに、廃棄物処理制度の施行状況の評価及び点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

【廃棄物の不法投棄の防止等】

不法投棄等の対策については、引き続き現に生活環境保全上の支障等のある事案を中心に、詳細な支障の状況等の把握を行い、支障等の度合いに応じて優先順位をつけた計画的な支障除去等事業を展開する。また、不法投棄等の支障除去等事業完了後の跡地のイメージアップや廃棄物最終処分所の立地の促進を図るため、これら跡地等の利活用方策のモデル事業を行う。

水銀や残留性有機汚染物質(POPs)等の有害性を有する化学物質を含む廃棄物について

家電リサイクル法については、平成21年度における再商品化率は、エアコンで88%（法定基準70%）、ブラウン式テレビで86%（同55%）、液晶・プラズマテレビで74%（同50%）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫で75%（同60%）、電気洗濯機・衣類乾燥機で85%（同65%）となっており、法定基準を上回る率が引き続き達成されている。

食リサイクル法については、食品関連事業者の再生利用等の実施率の向上に資する再生利用事業計画の認定件数は19件、再生利用事業者の登録件数は164件に増加した。

建設リサイクル法については、コンクリートとアスファルトについて既に平成22年度の目標値を上回っており、木材については平成22年度の目標達成に向け再資源化等率が上昇してきている。特に、木材の再資源化率が向上し、縮減率は減少している。

資源有効利用促進法及び自動車リサイクル法については、目標値を上回る際資源化が実施されている。

以上のことから、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。

【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

一般廃棄物の排出量は、総量及び国民一人当たりの排出量とともに平成12年度意向減少する傾向にある。一般廃棄物のリサイクル率については毎年着実に増加してきたが、平成19年度以降は横ばいで推移している。一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少している。焼却炉から排出されるダイオキシン類は、着実に減少している。また、循環型社会形成推進交付金の活用等により、市町村が広域的かつ総合的に施設整備を行うなど地域における循環型社会づくりが進展しつつある。以上のことから、目標達成に向けて着実に進展した。

【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

前年度に比べ、産業廃棄物の排出量はほぼ横ばいであるが、再生利用認定制度等により、再生利用、適正処理は着実に進んでいる。平成21年度末時点で、産業廃棄物の再生利用認定制度においては48件が認定を受けており、また、広域認定制度においては184件が認定を受けた。また、無害化処理認定制度においては、1件が認定を受けている。PCB廃棄物の処理については、平成28年7月までの処理完了という目標に向け、全国的な処理体制を整備し、処理が進んでいる。優良性評価基準適合確認件数は

害特性を有する化学物質を含む廃棄物について、生活環境保全上の支障等の未然防止を図るため、国際動向に対応し、適正な処理を確保するための仕組みを構築する。

有害廃棄物等の不法輸出入監視能力の強化とアジアでの資源の適正な循環の確保を図る。【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

平成22年度より単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴う単独処理浄化槽撤去費用への助成要件の年限撤廃や、省エネルギー対応型の浄化槽の整備を行う際、一定の要件に合致する市町村に対し「低炭素社会対応型浄化槽整備促進事業」（助成率1/2）として実施するなど、浄化槽整備事業に対する支援の充実を図っていく。

浄化槽に関するシンポジウム、環境省ホームページ等による積極的な普及啓発を行う。

市町村による積極的な浄化槽整備区域の設定において、ノウハウの提供等支援する取組を行う。

展している。優良は計画基準年度目標計数は、前年度に比べ887件増加し、2,968件となり、電子マニフェスト普及率も前年度約14%から約19%となっており、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及とともに順調に進展しつつある。以上のことから目標達成に向け期待どりの成果が得られた。

【廃棄物の不法投棄の防止等】

不法投棄等の対策については、これまで累次にわたる廃棄物処理法の改正による排出事業者の責任追及の強化、不法投棄等に対する罰則の強化等を行うとともに、ITに加えて衛星画像の活用、地方環境事務所を拠点とした関係機関との連携による監視・啓発活動及び現地調査や関係法令等に精通した専門家の派遣による都道府県等での行為者等の責任追及の支援等による未然防止・拡大防止対策を着実に推進している。また、不法投棄等に起因する支障の除去等を実施する都道府県等に対して廃棄物処理法や産廃特措法に基づいた財政支援等を行うことにより、不法投棄等の残存事案対策を着実に推進している。

有害な廃棄物の適正な処理の各位補等については、PFOSを含む残留性有機汚染物質(POPs)を含有する廃棄物や感染性廃棄物の適正処理方策についての検討等を行い、マニュアルや技術的な留意事項等としてとりまとめて関係機関に周知する等の取組を着実に進めている。また、クリアランス廃棄物等の適正かつ円滑な処理を確保するための取組も着実に進めている。

有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保については、地方環境事務所と連携し、バーゼル条約に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)による厳格な輸出入審査を実施するとともに、有害廃棄物等の輸出入に関する事前相談、立入検査等の充実・強化、アジア各国のバーゼル条約担当者によるワークショップ等の継続的な開催など、有害廃棄物等の適正な輸出入管理と国際的な循環型社会の形成のための取組を着実に推進している。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

浄化槽処理人口普及率については、平成24年度に12%という目標(廃棄物処理施設整備計画)の達成には大変な困難が伴うと考えられるが、過去5年間の推移を見ると、27%から

か、過去5年間の推移を見ると、8.37%から8.87%へと向上しているとともに、平成20年度における浄化槽新設基数は約15万基、浄化槽設置基数は平成16年度から平成20年度の5年間で57万基以上増加し、生活排水対策が着実に進展しているといえる。

また、平成21年度予算において、環境負荷の高い単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換要件の緩和や、先進的な取組を行う事業を浄化槽整備区域促進特別モデル事業として実施(助成率1/2)するなど、浄化槽整備事業に対する支援のより一層の充実を図っている。

(2) 施策別整理表

施策名	施策の方針に対する総合的な評価	今後の主な取組	終期を迎えた予算事項	機構・定員要求
	<p>【基盤的施策の実施及び国際的取組】 第三次生物多様性国家戦略(平成19年11月閣議決定)に沿って、各種具体的な施策、政策の策定に必要な情報の収集・解析・整備・提供・国民への普及啓発の促進、生物多様性総合評価のとりまとめに向けた検討を実施し、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組の支援等が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があった。また、生物多様性基本法に基づく初めての国家戦略となる「生物多様性国家戦略2010」を平成22年3月に閣議決定した。</p> <p>平成22年10月の愛知県名古屋市の生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の開催に向けた情報収集や他国への働きかけ等の取組を推進し、COP10で議論される次期世界目標に対する日本提案をとりまとめ生物多様性条約事務局に提出するなど、主要な議論をリードした。</p> <p>【自然環境の保全・再生】 原生的な自然環境、優れた自然、里地里山などの二次的な自然環境及び干潟などの湿地について、効果的な保全・管理に資する取組が進められ、自然再生推進法の運用及び自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られつつあり、目標達成に向けた着実な進展があった。</p> <p>国立公園等について、我が国の生物多様性保全の屋台骨として、また、国民の自然とのふれあいの場として、適切に保護管理が進められた。第171回国会に提出した「自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律」(平成22年法律第47号)が平成21年6月に公布され、平成22年4月の施行のため、政省令や通知類の改正等の必要な業務を行うとともに、関係者への周知に努めた。</p> <p>【野生生物の保護管理】 レッドリストの第3次見直し作業を実施した。種の保存法に基づく国内希少野生動物種にオガサワラオコウモリを追加した。国指定鳥獣保護区の指定やラムサール条約湿地の新規登録(6箇所)などの各種施設を推進するとともに、平成21年8月にとりまとめられたカルタヘナ法の施行状況の検討結果を受け、農作物の実用化分</p>	<p>【基盤的施策の実施及び国際的取組】 生物多様性国家戦略2010に示された各種施策を推進する。</p> <p>平成20年度からの継続的な取組として、生態系総合監視システムの構築、海洋生物多様性情報の収集整備、我が国の生物多様性の総合評価、国民への普及啓発、多様な主体の参画促進、アジア太平洋地域における生物多様性情報の整備・共有に係る事業を推進する。あわせて、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を一層推進させるため、必要な定員を要求する。</p> <p>COP10の開催とその成功に向け、国際的なリーダーシップを発揮しつつ積極的な貢献を行うべく、アジア各国をはじめ各締約国、関係省庁や地元(愛知県、名古屋市)との連携の強化や、多様な主体に対する参画の呼びかけ等の取組を進めるとともに、COP10の結果を踏まえた国際的取組を、生物多様性日本基金(仮称)も活用しつつ強化する。</p> <p>【自然環境の保全・再生】 自然公園等において、生物多様性保全の観点からの保護施策を強化するとともに、生態系ネットワーク形成を推進する。また、国立・国定公園等の指定地域を総点検し、全国的な指定の見直し・再配置を進める。あわせて、国立・国定公園の選定基準、調査指針等の見直しを行う。</p> <p>世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、新たな世界自然遺産への推薦及び登録を目指した取組を進めることとし、関係省庁との連携や自然環境データの蓄積を一層強化する。</p> <p>自然再生に関する国民への普及啓発活動を推進するとともに、地域住民やNPO等に対する支援を進める。</p> <p>多様な主体による里地里山の持続的な利用・管理に必要な方策を検討する。また、世界での自然共生社会の実現のため、二次的自然地域における自然資源の持続可能な利用と管理の推進のための取組として「SATOYAMAイニシアティブ」を世界に提案し、推進する。</p> <p>地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本の地域制自然公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信してい</p>	<p>・「いきものにぎわいプロジェクト」推進費 新規事業項目に事業内容を継承し、発展的に終了</p> <p>・生物多様性m国際イニシアティブ推進関係経費 新規事業項目に事業内容を継承し、発展的に終了</p> <p>・国際生物多様性年関連経費 事業目的を達成したため終了</p> <p>・生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議関係経費 事業目的を達成したため終了</p> <p>・山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助 行政事業レビューにより廃しの判定</p> <p>・野生生物との共生推進費 事業目的を達成したため終了</p> <p>・外来種防除促進のための実務者会合費 事業目的を達成したため終了</p>	<p>定員要求を図る 機構要求を図る</p>

5 生物多様性の保全と自然との共生の推進

野における生物多様性影響評価に必要な情報についての考え方に関する検討・とりまとめを行った。また、外来生物法に基づき特定外来生物を新たに1種指定するとともに、特定外来生物の国内での定着防止や防除を実施するなど、目標達成に向けて一定の成果を得た。また、鳥獣保護法に基づく科学的で計画的な野生鳥獣の保護管理を推進するため、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインを改定し、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査を継続した。

【動物の愛護及び管理】

動物愛護管理に関するポスター等の作成・配付や動物愛護週間行事における中央行事の開催といった各種普及啓発事業の推進、自治体に対する技術的助言、さらに、都道府県等に引き取られた犬ねこを収容し元の飼い主へ返還又は新たな飼い主に譲渡するための施設の新改築に対する整備費補助等の取組により、都道府県等による犬ねこの引取数が減少の傾向を維持する等、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。

平成21年6月に「ペットフード安全法」が施行され、法の周知と理解を目的としたパンフレットやポスターの作成・配付及び適切な動物の飼養にかかる講習会の開催等による普及啓発を行うとともに、関係機関等の連絡・連携体制の構築を図り、ペットフードの安全性の確保に取り組んだ。

【自然とのふれあいの推進】

自然とのふれあい活動のサポート、自然とふれあうための機会や情報の提供、人材育成、国立・国定公園等における公園施設の整備の推進により、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切にしたい気持ちの育成が図られ、期待どおりの成果が得られた。

「エコツーリズム推進法」が平成20年4月に施行され、また、法に基づく「エコツーリズム推進基本方針」が同年6月に閣議決定されたことによりエコツーリズムに関する一定のルールの確立がみられたこと、エコツーリズムの取組に対する情報の提供や人材育成、セミナー等の開催によるエコツーリズムの普及啓発に努めたことが相まって、エコツーリズムに関する取組の拡大、浸透が図られた。

改正温泉法に基づき、定期的な温泉成分分析

く。

自然公園法の改正を踏まえ、国立公園等の生物多様性保全や海域における風景等の保護と利用を適正に進めるほか、生物多様性保全上重要な価値を有する奄美地域について、国立公園の指定を視野に入れた取組を進める。

【野生生物の保護管理】

レッドリストの見直し結果を踏まえ、特に保護の優先度が高い種について詳細な調査を行った上で、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への指定を含む適切な対応を行う。

トキの野生復帰に向けた放鳥の継続、ヤンバルクイナの生息域外保全の開始など、保護増殖事業の着実な推進を図る。

鳥獣保護法等に基づく具体的施策を展開するとともに、野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査を継続するとともに、野生鳥獣の保護管理を強化し、より科学的・計画的な保護管理を推進する。

ラムサール条約湿地の保全等に係る普及啓発を推進するとともに、渡り鳥等の保護に係る国際的な枠組みの活用を進める。

遺伝子組換え生物に関する最新の知見を収集するとともに、これら知見を反映した遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価を推進する。

特定外来生物の国内での定着防止の実施に必要な輸入・飼養等の規制及び防除事業の実施を進める。

【動物の愛護及び管理】

動物の愛護、適正飼養に関する一層の普及啓発を図るほか、都道府県等の動物愛護管理担当職員の知識、技能の向上を図るため講習会を実施する。

再飼養支援データベース・ネットワークシステムの参加自治体数の増加(前年度比10増加の70自治体)、システムのより一層の充実(相互リンクの充実等)を図るとともに動物適正譲渡講習会を開催する。

マイクロチップを始めとする個体識別措置の一層の推進を図る。

ホームページや各種パンフレット等の活用により、動物愛護管理法等について国民への一層の周知、普及啓発を図る。

動物愛護管理法の施行状況に関する各種調査を行い、中央環境審議会動物愛護部会の下に設置した動物愛護管理のあり方検討小委員会を開催し、課題の解決に向けた所要の措置について検討を行う。

析及び可燃性天然ガスによる災害防止対策が進んだ。

温泉法施行規則の一部改正や温泉資源の保護に関するガイドラインの策定等により、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止対策、温泉資源保護対策など、温泉行政に関する制度の見直し等について大きな進捗が見られた。

ペットフードの安全性に関する知見の収集及び更なる基準・規格の検討を行う。

犬ねこ以外の動物のペットフードに関する課題や適切な飼養方法に関する情報を収集する。
【自然とのふれあいの推進】

パークボランティアなどの人材の育成・確保を図るとともに、自然体験の機会や情報を積極的に提供する。

エコツーリズム推進法及びエコツーリズム推進基本方針を踏まえたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、グリーンツーリズムとの連携などエコツーリズムによる地域活性化支援、エコツーリズムによる資源利用の適正化、エコツーリズムの実態調査・解析事業等を総合的に実施する。

誰もが安全・安心に自然の魅力を享受できるよう、利用による自然環境への影響を最小限にしつつ、公園施設のユニバーサルデザイン化や老朽化施設等の再整備を推進する。

温泉法の改正内容等の適正な運用を図るための各種施設を推進する。

温泉の持続的かつ適正な利用を図るため、禁忌症及び適応症に関する検討調査や大深度掘削泉からの揚湯による温泉資源、周辺地盤等への影響調査など中央環境審議会答申において指摘された事項に対応していくための検討調査を継続実施する。

(2) 施策別整理表

施策名	施策の方針に対する総合的な評価	今後の主な取組	終期を迎えた予算事項	機構・定員要求
	<p>【環境リスクの評価】</p> <p>平成21年度については、47種の化学物質の一般環境中における残留実態を把握し、各種化学物質に係る施策に活用された。</p> <p>平成21年度については、環境リスク所期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、23物質の環境リスク等初期評価結果を取りまとめ、公表した。</p> <p>製品中の有害化学物質モニタリングについては、1物質について、当該物質を含有する蓋然性が高い製品のうちの約100検体について分析を行った。</p> <p>「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」については、平成22年度より開始される本格実施に向け、平成21年度においては、パイロット調査の実施や、データや生体試料を保存するための施設整備を行った。</p> <p>【環境リスクの管理】</p> <p>WSSD(持続可能な開発に関する世界サミット)2020年目標の達成に向けて、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の改正法が第171回通常国会で成立し、平成21年5月に公布されたことを受け、すべての化学物質に対するスクリーニング評価及びリスク評価手法を検討した。</p> <p>化審法に基づく新規化学物質の厳正な審査を行うとともに、既存化学物質の点検等を着実に実施し、累計して150物質について既存点検を行った。Japanチャレンジプログラムについては、平成22年3月末時点でスポンサー登録された物質数は101物質(そのうち5物質は優先情報収集対象物質リスト外)であり、スポンサーを募集した物質の約8割に達した。スポンサーからの安全性情報収集計画書の提出は55物質(草案を含む)、安全性情報収集報告書の提出は26物質(草案を含む)であった。また、化学物質の安全性情報の発信基盤として、平成20年5月に公開した化審法データベース(通称:J-CHECK)の掲載内容の更なる充実を図った。</p> <p>残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)第4回締約国会議において新たに廃絶・制限の対象物質とすることが決定されたペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)等12物質について、当該条約の国内</p>	<p>【環境リスクの評価】</p> <p>一般環境中における化学物質の実態調査を推進・強化していく。また、ナノ材料の人や生物へのリスク評価手法の調査検討を行う。</p> <p>環境リスク初期評価については、引き続きPRTRデータやシミュレーションモデル等をも活用し、ばく露データ・毒性データの充実を図り、より確実性の高い環境リスク初期評価調査を実施していく。</p> <p>製品中の有害化学物質モニタリングを、対象物質、対象製品について優先順位付けすること等により、体系的に実施する。</p> <p>環境要因(特に化学物質)が子どもの発育に与える影響を明らかにするために、「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)等の小児環境保健に関する調査研究を推進する。</p> <p>【環境リスクの管理】</p> <p>化審法については、改正法に基づき、WSSD2020年目標の達成に向けて、既存化学物質を含むすべての化学物質に対するスクリーニング、リスク評価について、効率的な手法を確立し、第3種監視化学物質に対して開始する。</p> <p>PRTRデータの多面的な利用を促進する。</p> <p>各際潮流を踏まえた化審法・化管法の見直しの方向性を踏まえ、円滑な施行に向けた対応が必要。また、化学物質環境実態調査の対象物質を見直すとともに、関係各主体の連携を強化し、協働を推進していく。</p> <p>POPs条約の対象物質に追加されたPFOS又はその塩については、限定的飼養の際に遵守すべき技術上の基準を策定し、その周知徹底を図る。</p> <p>【リスクコミュニケーションの推進】</p> <p>地域や事業者のニーズ等を踏まえたリスクコミュニケーションの推進方策を検討し、実施していく。</p> <p>地方公共団体がリスクコミュニケーションを推進するうえで参考となるマニュアルである「自治体のための化学物質に関するリスクコミュニケーションマニュアル」を改定する。</p> <p>ファシリテーターの確保に向けた取組を進める。</p> <p>引き続き化学物質と環境円卓会議を開催する等、より一層のリスクコミュニケーションの普及を</p>	<p>・小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査(小児環境保健研究プロジェクト)</p> <p>新規事業項目に事業内容を継承し、発展的に終了。</p> <p>・化学物質環境安全社会推進費</p> <p>行政事業レビューを踏まえ、事業の見直しを行った。</p>	<p>定員要求を図る</p>

担保法である化審法において第一種特定化学物質に追加するなど、製造・輸入の規制のために必要な措置を講じた。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)については、平成22年2月にPRTRデータの第8回集計・公表を行うとともに、その結果等をホームページ上に掲載した。平成20年11月の化管法対象物質の見直し及び第一種指定化学物質等取扱い事業者になり得る業種への医療業の追加を内容とする化管法施行令の一部改正について、関係資料の配付等や、事業者・地方公共団体への周知等を行った。また、個別事業所ごとのPRTRデータの公表を受け、PRTRデータの利用促進方策について検討を行った。

ダイオキシン類の一日摂取量は耐用一日摂取量4pg-TEQ/kg/日を下回っており、目標を達成した。

【リスクコミュニケーションの推進】

化学物質ファクトシートや化学物質時事解説シートの作成等の情報の整理、化学物質アドバイザーの派遣による対話の推進、化学物質と環境円卓会議の開催等を着実に進めている。

【国際協調による取組】

UNEP及びOECD化学品プログラムにおいて、議長等の中核メンバーとして積極的に対応した。

UNEPにおける水銀廃棄物管理に関するパートナーシップにおいて、BAT(利用可能な裁量の技術)/BEP(環境のための裁量の慣行)に関するガイダンス文書の策定を主導したほか、水銀等有害金属の高精度環境監視を実施するなど、国際的な有害金属対策に貢献した。

POPs条約については、条約の有効性評価に資するため、東アジア地域におけるPOPsモニタリングを推進する目的で東アジアPOPsモニタリングワークショップを開催している。平成21年5月に開催された条約の有効性評価の為のデータとして国内及び東アジアにおけるPOPsモニタリングの結果を提出した。

第3回日中韓化学物質政策ダイアログ及び第3回日中韓GHS専門家会合を始めとした日中韓三カ国での化学物質管理に関する情報交換等を実施した。

【国内における毒ガス弾等対策】

茨城県神栖市の事案について、有機ヒ素化合物による地下水汚染源周辺地域において高濃度汚染対策を実施し、21年4月から平成22年2月

迄、また、「リスクコミュニケーションの場」として求められる役割の検討を行う。

【国際協調による取組】

SAICMについて国内実施計画を策定し、アジア太平洋地域でのリーダーシップを発揮する。

2010年6月から開始される国際的な水銀の管理に関する条約の制定に向けた交渉において、第2回政府間交渉委員会の国内開催やアジア太平洋地域のコーディネーターの役割を通して、関連する議論を主導するとともに、我が国としての対応の検討を行う。

廃棄物分野における水銀パートナーシップのリードを努める等、水銀管理に関する国際的取組の推進に貢献する。

中国・韓国等諸外国との政策対話を引き続き進める。

【国内における毒ガス弾等対策】

神栖市における緊急措置事業(小児支援体制整備事業を含む。)を引き続き実施するほか、高濃度汚染対策を引き続き実施する。

神栖市及び平塚市における地下水モニタリングについて、21年度に追加したモニタリング孔を含め、着実にモニタリングを実施する。

寒川町、平塚市、習志野市の事案について必要に応じ環境調査を実施する。

千葉市の事案について、回収された化学弾の可能性のある放談の無害化処理実施に向け、施設設計等に着手する。

ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験を引き続き実施し、ジフェニルアルシン酸等の慢性毒性の解明を図る。

まじに総ヒ素量として107.18kgを地下水から回収し、その結果、周辺地下水のモニタリングによって有機ヒ素濃度が低下傾向にあることが認められた。

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業や、ラットを用いたジフェニルアルシ酸等の長期毒性試験の実施、診療記録の収集など、神栖市においてジフェニルアルシ酸にばく露したと認められる者を対象として、治療を促す措置を進めるとともに、症候や病態の解明のための調査研究が進められた。

民有地から旧軍毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見された千葉県千葉市の事案については、平成20年度及び平成21年度に実施した物理探査等調査の結果を踏まえ、掘削確認調査を実施し、旧軍毒ガス弾の可能性が高いと判断される90mm迫撃砲弾171発、通常弾46発を安全に回収し、被害等の未然防止が図られた。また、愛知県田原市において、旧軍毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見されたことを受け、当該砲弾を安全に一時保管し、被害の未然防止が図られた。

千葉県習志野市において、土地改変に係る環境調査等を実施したところ、旧軍の有毒発煙筒の可能性が示る筒状の物体61個が発見され、これを回収し、環境汚染の未然防止が図られた。

(2) 施策別整理表

	施策名	施策の方針に対する総合的な評価	今後の主な取組	終期を迎えた予算事項	機構・定員要求
7	環境保健対策の推進	<p>【公害健康被害対策(補償・予防)】 公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進及び環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者への補償及び健康被害の予防に成果があった。</p> <p>【水俣病対策】 水俣病被害者救済特措法に基づき、救済措置の方針の策定を進めており、訴訟中の水俣病不知火患者会とは和解協議を行い、熊本地裁の出した所見を原告・被告双方が受け入れる等、水俣病問題の解決に向けて取り組んでいる。</p> <p>医療手帳及び保健手帳の交付者に対する医療費等の支給、水俣病発生地域の環境福祉対策、水俣病の経験の国内外への発信を着実に進めている。</p> <p>【石綿健康被害救済対策】 石綿による健康被害の救済に関する法律(救済法)に基づき、平成21年度末までに5,892件(平成20年度末:4,552件)が認定されており、被害者の救済は着実に進んでいる。</p> <p>「石綿の健康影響に関する検討会」において、石綿の健康リスク調査結果(6地域)を平成21年度初めに取りまとめ、その結果も踏まえ、今後の石綿健康被害救済関連施設や指定疾病の見直しのための検討材料とするため、一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査(7地域)、石綿健康被害救済制度に関する海外動向調査、被認定者に関する医学的所見等の解析調査、指定疾病見直しのための石和qた関連疾患に関する事例等調査等を実施し、データや知見の集積を行った。</p> <p>平成21年10月に「石綿による健康被害に係る医学的事項に関する検討会報告書」を取りまとめ公表した。</p> <p>平成21年10月に「石綿健康被害救済制度の在り方について」中央環境審議会に諮問した。</p> <p>平成22年3月に同審議会石綿健康被害救済小委員会において「石綿健康被害救済制度における指定疾病に関する考え方について」(案)が取りまとめられ意見募集(パブリックコメント)を行った。</p> <p>【環境保健に関する調査研究】 花粉総飛散量や花粉飛散終息時期の予測に</p>	<p>【公害健康被害対策(補償・予防)】 公健法の被認定者に対する補償の確保及び療養・福祉施策の充実、並びに公害健康被害の予防を引き続き図るとともに局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)の結果をとりまとめる。</p> <p>【水俣病対策】 水俣病被害者救済特措法に基づき、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に向けた取組を進める。</p> <p>公健法の認定申請者の円滑な検診及び審査を促進するとともに訴訟への迅速な対応を図ることにより紛争の解決に努める。</p> <p>水俣病発生地域の健康増進・健康不安の解消・地域社会の絆の修復を図る。</p> <p>水俣病経験の普及啓発セミナーを開催する。</p> <p>水俣病に関する調査研究を推進する。</p> <p>【石綿健康被害救済対策】 石綿健康被害救済制度の見直しのため、法律の施行状況を踏まえ、諸課題について整理検討を行う。</p> <p>一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査、石綿健康被害救済制度に係る動向調査、石綿関連疾患にかかる医学的所見の解析調査・還元等事業等を実施し、知見やデータを収集する。</p> <p>【環境保健に関する調査研究】 スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化を図るとともに、時間単位の飛散予測について予測システム試行版を構築する。</p> <p>黄砂の健康影響について知見を収集し、更なる疫学調査を実施する。</p> <p>情報収集を継続し、必要に応じて環境保健に関するマニュアルの更新を行う。</p>	<p>・局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査 予定の終期通り廃止</p>	<p>定員要求を図る 機構要求を図る</p>

ついて、前年度の結果等を基に予測モデル精緻化を進めた。

黄砂の健康影響についての、情報収集及び疫学調査を実施した。

電磁界・熱中症・紫外線については環境保健に関するマニュアル等を提供することにより、広く一般国民への普及啓発を行った。

(2) 施策別整理表

施策名	施策の方針に対する総合的な評価	今後の主な取組	終期を迎えた予算事項	機構・定員要求
	<p>【経済のグリーン化の推進】</p> <p>平成21年度においては、環境配慮促進法の施行状況の評価・検討に関する報告書に沿って、環境報告書の表彰制度の実施や環境報告書に関する情報提供サイトの解説等、環境に配慮した事業活動を一層促進するための施策を実施した。また、特に中小企業の環境配慮型経営を促進する仕組みである「エコアクション21」については、5年ぶりに内容の見直しとガイドラインの改定を行い、質の向上と更なる普及拡大に取り組んだ。認証登録事業者数も年々増加しており、厳しい経済情勢の中でも中小企業における環境配慮型経営は、徐々に普及してきている。環境報告書作成割合については、増加傾向に回復した。</p> <p>環境ビジネスに関する基礎調査として、我が国における環境産業の市場規模及び雇用規模の推計を行うとともに、環境産業に係る景況感等の把握手法を検討した。検討の一環として「環境経済観測」の試行的なアンケート調査が実施され、我が国の環境産業全体について今後10年間発展していくものと考えている企業が多いこと、業況DIについて全ての産業を対象とした日銀短観結果に比べ相対的に良い状態にあること等が判明した。</p> <p>グリーン購入法の対象品目として、11品目の追加、1品目の削除と41品目の基準の見直しを行うとともに、地方公共団体の事業者向けの説明会を開催し、約2,000人の参加を得た。また、環境情報の適切な提供方法について整理した環境表示ガイドラインの普及促進に努めた。これらの施策により、目標達成に向け一定の進展があった。</p> <p>環境配慮契約法制度について全国で説明会を実施し、国・独立行政法人・地方公共団体の調達担当者等3,000名程度の参加を得、一定の進展があった。</p> <p>エコ/SRIファンドの公募投資信託の純資産残高は平成17年度の3,084億円から平成21年度に6,148億円へと増加し、設定数は36から80へ大幅に伸びている。エコ/SRIファンドの普及に向け、エコファンド組成に係る調査費等の費用への補助や、中央環境審議会に「環境と金融の在り方について」諮問し、「環境と金融に関する専門委</p>	<p>【経済のグリーン化の推進】</p> <p>環境報告ガイドラインや環境会計ガイドラインのより一層の普及と、環境情報の有用性や開示情報の利活用を図るため、各ガイドラインの見直しに取り組む。</p> <p>中央環境審議会環境と金融に関する専門委員会の報告書を踏まえ、リースの活用による低炭素機器の普及促進、年金基金による環境配慮投資の促進、有価証券報告書等を通じた投資家への環境情報開示の促進、日本版環境金融行動原則の策定支援等の金融のグリーン化に取り組む。</p> <p>中小企業の環境マネジメントシステムであるエコアクション21について、産業廃棄物の適正処理などの環境法令の遵守の把握など審査の一層の適正化に努めつつ、その普及を推進する。</p> <p>環境産業の景況感等を把握する「環境経済観測」を本格実施するとともに、引き続き環境産業市場規模等の推計を行う。また、これらの環境と経済の関係に関する情報(環境経済情報)を体系的に整理し、インターネット等を通じて広く情報提供をしていく。</p> <p>地方公共団体に向けてグリーン購入の具体的な取組手法などを紹介したガイドラインを用いて、小規模な地方公共団体への取組の推進を図るなど、環境に配慮した製品・サービスの普及促進に係る施策を実施する。</p> <p>古紙偽装問題等による環境配慮型製品の信頼性失墜に対し、製品テストの実施及び信頼性確保に係る施策を検討・実施していく。</p> <p>環境配慮の向上に資する税制上の措置を実施するとともに、地球温暖化対策税についても、平成23年度の実施に向けて、検討を進める。</p> <p>より効果的な環境配慮契約の促進のための基本方針等の見直し、環境配慮契約の義務対象機関である国及び独立行政法人等の着実な実施の確保、努力義務対象機関である地方公共団体等に対し、説明会の開催や先進事例パンフレットの作成・配付等による普及促進。</p> <p>エコ・アクション・ポイントについては、平成22公募により採択されたモデル事業(全国型1件)を通じて、幅広い国民と企業の参加を得て、次年度以降は経済的に自立した民間主導のエコポイントビジネスモデルの確立を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境ベンチャービジネス育成スキーム構築検討経費 所期の目的が達成されたため ・環境格付調査等補助金 所期の目的が達成されたため ・無利子融資事業 所期の目的が達成されたため ・環境関連商品購入促進方法調査事業 他の事業とあわせて効率的に実施することとしたため ・エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業 モデル事業として所期の目的を達成したため ・環境と経済の好循環のまち推進活動費 一定の成果が得られたため、平成21年度限りで終了 ・地域グリーンニューディール基金の創設 中核市・特例市グリーンニューディール基金の創設 平成21年度補正予算の単年度事業であるため 21世紀子ども放課後環境教育プロジェクト 所期の目的が達成されたため 	<p>定員要求を図る</p>

員会」において新たな金融的手法の検討など、環境金融の促進策について検討を行った。

税制上の措置を通じて環境配慮の向上に資することができ、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)においても、「地球温暖化対策のための税については、(中略)平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めます。」とされ、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第六号)においても同様の規定が盛り込まれた。

平成21年度のエコ・アクション・ポイントモデル事業においては、全国型事業3件、地域型事業6件が公募で採択され、20年度に開始したエコ・アクション・ポイントの本格展開に向け、システムの立ち上げ及び拡充を支援した。

グリーン家電エコポイント事業については、平成21年7月1日からポイント申請・発行・商品交換受付を開始し、平成22年3月までに、約1,158万件の申請を受け付け、そのうち手続が完了した約1,035万件、約1,632億点についてポイントを発行した。住宅エコポイント事業については、平成22年3月8日からポイント申請・発行・商品交換受付を開始した。

【環境に配慮した地域づくりの推進】

環境省ホームページ上で地域づくりに関する情報の充実を図った。

低炭素地域づくり面的対策推進事業については、各地域において実効性の高い二酸化炭素削減目標を掲げた地域計画が策定され、計画に基づいた事業が実施された。今後は対象地域における計画の進捗状況、事業の効果を把握することにより、事業の効果を把握することにより、事業の効果を一層高める必要がある。

環境と経済の好循環のまちモデル事業は、事業によるCO2削減効果が見られ、目標数値を達成するなど一定の成果をあげた。今後は、対象地域と連携し、事業の効果をより一層高める必要がある。

公害防止計画に基づいて各種の公害防止施策が講じられた結果、計画地域として指定されている市区町村数減少傾向を維持しており、公害の解決という目標達成に向け進展があった。

平成20年6月の温対法の改正により、都道府県、政令市、中核市及び特例市に対し、現行の地方公共団体実行計画を拡充し、従来の地域推進計画に相当する区域全体の自然的社会的条件に応じた施策を盛り込むことが義務付けられた。このため、対策・施策の立案の考え方を示

高い省エネ性能を持つ家電の購入や、断熱性に優れた住宅の新築・リフォームに対し、様々な商品と交換できるエコポイントを付与するグリーン家電エコポイント、住宅エコポイントを引き続き推進。

【環境に配慮した地域づくりの推進】

公共交通を中心とした低炭素型の地域づくりに向けた計画の策定や事業の実施に対する支援を進めるとともに、環境省ホームページ上での地域づくりに関する情報の更なる充実を進める。また、公害防止計画による施策の推進を図るとともに、制度の見直しに向けた検討を行う。

コミュニティ・ファンド等の市民出資・市民金融を活用した環境保全活動の促進策をより具体的に検討する。

「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル」に関する地方公共団体からの疑問・質問に対応することで、実行計画策定の支援を行う。また、集約型都市構造の実現等の都市計画との連携を図る対策・施策についての実施手法等を検討し、得られた最新の知見を地方公共団体に対して定時していく。

【環境パートナーシップの形成】

地方環境事務所、地方EPOと連携したセミナー等の開催によるNPOの政策提言能力の向上の支援、地方環境事務所・プラザ・地方EPOと関係機関との連携の強化、NPO等が経済的に自立した活動を展開できるようにするための支援などを行う。

【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

引き続き、環境教育の場や機会の拡大、人材育成、プログラム整備、情報提供等を進めるとともに、わが国における「国連ESDの10年」実施計画に掲げられている「高等教育機関における取組」及び「地域における実践」を更に推進していく。

した「地球温暖化対策地方公共団体実行計画決定マニュアル(区域施策編)」を発表し、併せて、自治体に対する説明会及び研修会を開催した。また、地方公共団体実行計画に基づき、各自治体が実施する取組を支援するため、地域グリーンニューディール基金、中核市・特例市グリーンニューディール基金を創設した。

【環境パートナーシップの形成】

環境パートナーシップの形成については、地球環境パートナーシッププラザ(以下、プラザという)／地方環境パートナーシップオフィス(以下、地方EPOという)の活性化を通じ、パートナーシップについての理解が各主体に広がり、地域でのパートナーシップ促進の取組を展開・支援する素地が形成されたが、具体的な企業、NPO、地域コミュニティ、行政とのパートナーシップ事業の形成、情報発信がまだ十分ではない。また、環境政策の規格・立案における民間団体の参画については、政策提言の動きは定着してきているが、政策提言能力の向上や官民協働での政策形成については、他部局との連携の強化や環境パートナーシップオフィスの業務を強化・充実を図るなどにより取組の強化が求められている。

【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

環境教育・学習による環境保全意識の醸成については、こどもエコクラブ事業や我が家の環境大臣事業等を通じた場や機会の拡大、環境教育指導者育成事業や環境カウンセラー事業等を通じた指導者の育成、環境教育データベース総合整備事業等を通じた情報提供等により国民各界各層に対する環境教育が推進され、目標達成に向けて進展があった。

我が国における「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」実施計画において初期段階における重点的取組事項として掲げられている「高等教育機関における取組」の一環として、国際的に活躍する環境リーダーの育成を具体化するために平成20年3月に策定した「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン」に基づき、産学官民の連携による環境人材育成の取組を促すプラットフォームとしての「環境人材育成コンソーシアム」設立に向けた取組、大学で活用できる環境人材育成のモデルプログラムの開発、環境人材育成に取り組むアジアの大学院のネットワーク化を実施した。また、同じく初期段階における重点的取組事項として掲げられている「地域における取組」に関する

		<p>掲げられている「地域における実践」に関しては、平成18年度から20年度に実施したモデル事業を通じて明らかとなった課題を踏まえ、ESD活動の登録制度やESDコーディネーターの育成に関する検討を実施した。</p>			
--	--	---	--	--	--

(2) 施策別整理表

施策名	施策の方針に対する総合的な評価	今後の主な取組	終期を迎えた予算事項	機構・定員要求
	<p>【環境基本計画の効果的実施】 第三次環境基本計画(平成18年4月7日閣議決定)の効果的実施については、同計画策定以降の環境保全に関する取組状況についてみると進展がみられるが、環境の現状をみると各分野で未だ多くの課題を抱えている状況と言える。また、施策を点検する枠組み構築、環境白書等様々な手段による施策の状況に関する普及啓発、環境指標の検討やその基礎となる環境統計データの充実、環境保全経費の見積もり方針の策定やとりまとめ等において進展があった。</p> <p>【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】 環境影響評価制度の適切な運用と改善については、環境影響評価法に基づく手続を通じ、適切な環境配慮が図られた。環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供する体制の整備、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための検討を行うなどの進展があった。また、地域における環境影響評価に係る体制の強化を進めた。</p> <p>また、平成21年6月に法律の施行後10年を迎えたことを受けて、施行の状況についての検討を重ね、22年2月22日に中央環境審議会から「今後の環境影響評価の在り方について」答申がなされた。この答申を踏まえ、計画段階配慮手続(戦略的環境アセスメント)や環境保全措置等の結果の報告・公表手続を盛り込んだ「環境影響評価法の一部を改正する法律案」が同年3月19日に閣議決定された。</p> <p>【環境問題に関する調査・研究・技術開発】 新たな環境ビジネスの創出や活性化に資するため、ナノテクノロジーを活用した環境技術開発において、目標の開発数を上回るなど、期待どおりの成果が得られた。</p> <p>平成21年度より開始した「環境経済の政策研究」の成果が、地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ(環境大臣試案)の前提条件を与え、また、平成22年版環境白書での分析に活用されるなど、環境政策の基礎として期待どおりの成果が得られた。</p> <p>【環境情報の整備と提供・広報の充実】 環境情報をワンストップで入手できるポータルサイトの内容、構成等について、利用者ニーズ等を踏まえながら検討を行い、平成22年度の運</p>	<p>【環境基本計画の効果的実施】 第三次環境基本計画に係る施策を効果的に実施し、点検結果を環境保全経費の見積り方針へ適切に反映し、各種施策実施のための財政措置を講ずるとともに、同計画の目標の具体化及び指標の充実化等を図る。同計画と国土利用計画等の他の計画との調和を図る。</p> <p>【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】 計画段階配慮書の手続の新設、環境保全措置等の公表等の手続の具体化等を盛り込んだ改正法案の施行に向けた調査・検討を進めていく。</p> <p>中央環境審議会答申において挙げられた、より上位の計画や政策の検討段階を対象とした戦略的環境アセスメントの導入等、今後の課題として指摘を受けた事項について検討していく。</p> <p>最新の科学的知見を踏まえた環境影響評価の技術手法の開発・改良や、環境影響評価の実施に資する環境情報を提供するためのデータベースの構築に取り組む。</p> <p>政令の改正により風力発電施設を法対象事業に追加するため、規模要件や調査、予測及び評価の手法に関する基本的な考え方について検討する。</p> <p>【環境問題に関する調査・研究・技術開発】 「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」の改定を行い、新たな推進戦略で設定された課題を着実に実施するよう、体制整備や重点化を図る。なお、新たな推進戦略について、その実施状況のフォローアップを実施することとしている。</p> <p>地域の産学官連携による環境技術開発の基盤整備、優良技術の実用化のための技術開発と社会への普及を図る。</p> <p>環境研究開発の政策ニーズの反映の強化及び戦略性の強化を図る。</p> <p>競争的研究資金について、新たな、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」等を踏まえ、領域横断分野を明確にした研究開発など、その充実及び連携の強化を図る。</p> <p>環境経済の政策研究について、グリーン・イノベーションの推進等の残された課題について、新たに公募を行うなど、研究の充実を図る。</p> <p>【環境情報の整備と提供・広報の充実】</p>	<p>・環境影響評価追跡調査費 一定の成果が得られたため業務を終了 ・地域の産学官連携による環境技術開発基盤整備モデル事業 一定の成果が得られたため業務を終了 ・環境研究・技術開発の戦略的発信事業 効果・効率的な情報発信の観点から、国立環境研究所における情報発信と連携し、当初の予定であった網羅的な情報発信から、メッセージ性をより強化したテーマの絞り込み・厳選を行った結果、更新経費の圧縮の見通しが立ったため終了 ・地方における環境調査研究機能強化費 経済危機の中、その低下が危ぶまれる地方における環境調査研究機能を維持・強化するための方策をまとめることが急務であり、事業計画を1年前倒ししたため終了 ・太陽光発電世界一奪還戦略策定事業費 費用対効果を検証し、業務効率化の観点から中止 ・上海国際博覧会関係費 上海国際博覧会の終了に伴い、終了</p>	

9	環境政策の 基盤整備	<p>用開始に向けて必要な成果を得るなど、平成21年3月に策定した「環境情報戦略」に定める「当面優先して取り組む施策」の着実な推進を行った。</p> <p>環境省ホームページについては、動画配信など各種コンテンツ等の充実を図りつつ、障害者や高齢者向けにアクセシビリティ支援ツールを導入、更には海外に向けた情報発信のために、英語版ホームページ以外にもフランス語、中国語、韓国語のページを新たに設置した結果、ホームページアクセス件数の増加踏まえると、広く国民や海外に対して環境配慮意識を創出し、行動を促すために必要な環境情報の提供に期待通りの成果が得られた。</p> <p>各種媒体による広報活動を実施したほか、「環境月間」には、地方公共団体等と協働して関連事業を実施するなど、効率的な広報を実施し、環境保全活動の普及、啓発を推進した。</p> <p>研修については、新たなニーズに対応し、環境モニタリング技術研修、石綿マニュアル法研修及びアスベスト分析研修を実施するなどにより、環境行政を担当する職員能力の向上を図った。</p>	<p>環境省ホームページについて、国民等利用者の利便性の向上を図るため、引き続き各種コンテンツ、データベース機能の充実を図る。</p> <p>環境保全活動の普及、啓発を推進するため、引き続き各種広報活動及び環境関連行事の充実を図る。</p> <p>環境情報戦略に基づき、関係府省と連携しつつ、戦略に定められている当面優先して取り組む施策を実施する。</p>		
---	---------------	---	--	--	--

3. 事前評価結果(平成21年10月から平成22年9月まで)の政策への反映状況

(1) 公共事業

(1) - 1 廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業 (一般廃棄物処理施設整備事業)

	事業主体	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
1	エネルギー回収推進施設(ごみ燃料化施設)整備事業 北海道斜里町	H22.3	22-23	・必要性: 現有施設(破砕処理施設)の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 廃棄物の固形燃料化による再生利用、最終処分量の削減。	本事業の評価内容を踏まえ、22年度補助事業として実施した。
2	エネルギー回収推進施設(高効率原燃料回収施設)整備事業 北海道稚内市	H22.3	22-23	・必要性: エネルギー回収推進施設の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: バイオガスの高効率回収、最終処分量の削減。	本事業の評価内容を踏まえ、22年度補助事業として実施した。
3	エネルギー回収推進施設(熱回収施設)整備事業 北海道西紋別地区環境衛生施設組合	H22.3	22-24	・必要性: ごみ処理の広域化による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。	本事業の評価内容を踏まえ、22年度補助事業として実施した。
4	最終処分場整備事業 北海道西紋別地区環境衛生施設組合	H22.3	22-24	・必要性: ごみ処理の広域化及び現有施設(埋立処分地施設)の残余容量の逼迫による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(不適正処理(不法投棄)の防止効果)。	本事業の評価内容を踏まえ、22年度補助事業として実施した。
5	マテリアルリサイクル推進施設(リサイクルセンター)整備事業 岩手県滝沢村	H22.3	22-23	・必要性: 現有施設(廃棄物再生利用施設)の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 容器包装廃棄物(プラスチック類、ビン、缶等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。	本事業の評価内容を踏まえ、22年度補助事業として実施した。
6	エネルギー回収推進施設(熱回収施設)整備事業 福島県相馬方部衛生組合	H22.3	22-23	・必要性: 現有施設(ごみ処理施設)の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。	本事業の評価内容を踏まえ、22年度補助事業として実施した。
7	高効率ごみ発電施設整備事業 東京都ふじみ衛生組合	H22.3	22-24	・必要性: 現有施設(ごみ焼却施設)の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。	本事業の評価内容を踏まえ、22年度補助事業として実施した。
8	マテリアルリサイクル推進施設(リサイクルセンター)整備事業 神奈川県藤沢市	H22.3	22-25	・必要性: 既存施設(廃棄物再生利用施設)の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 容器包装廃棄物(プラスチック類、ビン、缶等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。	本事業の評価内容を踏まえ、22年度補助事業として実施した。
9	マテリアルリサイクル推進施設(リサイクルセンター)整備事業 神奈川県茅ヶ崎市・寒川町	H22.3	22-23	・必要性: 既存施設(廃棄物再生利用施設)の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 容器包装廃棄物(プラスチック類、ビン、缶等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。	本事業の評価内容を踏まえ、22年度補助事業として実施した。
10	高効率ごみ発電施設整備事業 神奈川県平塚市	H22.3	22-24	・必要性: 現有施設(ごみ焼却施設)の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。	本事業の評価内容を踏まえ、22年度補助事業として実施した。
11	有機性廃棄物リサイクル推進施設(污泥再生処理センター)整備事業 新潟県新潟市	H22.3	22-23	・必要性: 現有施設(し尿処理施設)の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、22年度補助事業として実施した。
12	有機性廃棄物リサイクル推進施設(污泥再生処理センター)整備事業 岐阜県中津川市	H22.3	22-24	・必要性: 現有施設(し尿処理施設)の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、22年度補助事業として実施した。

	事業主体	評価時期	工期	政策評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
13	高効率ごみ発電施設整備事業 大阪府堺市	H22.3	22-24	・必要性: 現有施設(ごみ焼却施設)の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。	本事業の評価内容を踏まえ、22年度補助事業として実施した。
14	有機性廃棄物リサイクル推進施設(汚泥再生処理センター)整備事業 和歌山県串本町古座川町衛生施設事務組合	H22.3	22-24	・必要性: 現有施設(し尿処理施設)の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、22年度補助事業として実施した。
15	有機性廃棄物リサイクル推進施設(汚泥再生処理センター)整備事業 和歌山県紀南環境衛生施設事務組合	H22.3	22-26	・必要性: 現有施設(し尿処理施設)の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、22年度補助事業として実施した。
16	最終処分場整備事業 島根県大田市	H22.3	22-24	・必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(不適正処理(不法投棄)の防止効果)。	本事業の評価内容を踏まえ、22年度補助事業として実施した。
17	最終処分場整備事業 岡山県備前広域環境施設組合	H22.3	22-25	・必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(不適正処理(不法投棄)の防止効果)。	本事業の評価内容を踏まえ、22年度補助事業として実施した。
18	有機性廃棄物リサイクル推進施設(汚泥再生処理センター)整備事業 広島県福山市	H22.3	22-24	・必要性: 現有施設(し尿処理施設)の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、22年度補助事業として実施した。
19	エネルギー回収推進施設(熱回収施設)整備事業 広島県広島市	H21.3	21-24	・必要性: 現有施設(ごみ焼却施設)の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。	本事業の評価内容を踏まえ、21年度補助事業として実施した。
20	有機性廃棄物リサイクル推進施設(汚泥再生処理センター)整備事業 広島県三原市	H22.3	22-24	・必要性: 現有施設(し尿処理施設)の老朽化による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、22年度補助事業として実施した。
21	エネルギー回収推進施設(熱回収施設)整備事業 徳島県阿南市	H22.3	22-25	・必要性: 現有施設(ごみ焼却施設)の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 焼却エネルギーの高効率回収、最終処分量の削減。	本事業の評価内容を踏まえ、22年度補助事業として実施した。
22	最終処分場整備事業 香川県高松市	H22.3	22-23	・必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(不適正処理(不法投棄)の防止効果)。	本事業の評価内容を踏まえ、22年度補助事業として実施した。
23	有機性廃棄物リサイクル推進施設(汚泥再生処理センター)整備事業 長崎県西海市	H22.3	22-23	・必要性: 現有施設(し尿処理施設)の老朽化による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。	本事業の評価内容を踏まえ、22年度補助事業として実施した。
24	最終処分場整備事業 鹿児島県指宿広域市町村圏組合	H22.3	22-28	・必要性: 埋立処分地施設の未整備による既存施設の再生及び新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(不適正処理(不法投棄)の防止効果)。	本事業の評価内容を踏まえ、22年度補助事業として実施した。

(2) 新設規制

関係法令の名称	規制の内容	評価時期	政策評価の結果(費用と便益の関数の分析等)	評価結果の政策への反映状況
<p>大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律</p>	<p>ばい煙量等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設</p>	<p>H22.2</p>	<p>費用:事業者については、現行の大気汚染防止法及び水質汚濁防止法においてもばい煙量等の測定結果の記録義務が課せられており、引き続き適切に記録・保存すれば罰則を科せられることはないため、費用が新たに発生することはない。 便益:代替案や罰則を設けない場合に比べ、測定結果の記録義務の確実かつ適性な履行が担保されるため、都道府県等が適確に改善命令等を発動し、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができるようになる。</p>	<p>第174回国会へ当該法律案を提出した。 (平成22年4月28日成立、5月10日公布)</p>
	<p>大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に係る改善命令等の発動要件の見直し</p>		<p>費用:事業者については、現行の大気汚染防止法に基づく排出基準をこれまでどおり遵守していれば、改善命令等の対象となることはないため、規制のために新たに費用が発生することはない。 便益:代替案に比べ、改善命令等により排出基準に適合しないばい煙の継続的な排出を未然に防止することを担保できるため、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。</p>	
	<p>水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象の追加</p>		<p>費用:通常の事業活動時には新たな費用は発生しないが、今回新たに追加された物質等について事故が起こった際には、事業者に対して応急措置のための費用負担が発生する。事故の際の都道府県への届出については、現行法の運用においても、電話等によるものでも差し支えないとしているところであり、事業者による届出及び都道府県による届出受理の事務に係る負担はごくわずかであると考えられる。 便益:代替案に比べ、有害物質及び油以外の物質に係る水質事故等が発生した場合に、事故発生時の事故原因者における応急措置及び届出並びに関係機関による迅速な対応が促進され、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。</p>	

関係法令の名称	規制の内容	評価時期	政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	評価結果の政策への反映状況
	排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の事前届出		<p>産業廃棄物の不法投棄の半数を占める排出事業者による不法投棄について把握する方法としては、行政側がパトロールを行うことにより保管場所を把握し又は不適正保管化した後に住民の通報により把握するしかなく、支障の拡大を招いている。そのような不適正保管化した事案の支障の除去に対し膨大な公費を投入している現状から考えると、事前に産業廃棄物の保管場所を把握する仕組みを構築することが不可欠であるが、行政コストの上でも、また、保管場所を確実に把握する上でも、行政側のパトロールの強化で対応するよりも、産業廃棄物の保管に対し届出を義務付けることが適当である。</p>	
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の強化		<p>排出事業者等が保存したマニフェストの写しとマニフェストの商号により、虚偽記載がないかの確認及び処理が適正に終了したことの確認を確実に行うことができ、排出事業者責任の徹底とそれによる不適正処理の未然防止が期待できる。また、不適正処理が行われてしまった場合にも、都道府県知事が行う調査を簡易迅速に行うことが可能となる。零細業者にとっての負担の大きい電子マニフェストの義務付けと比較しても、交付したマニフェストの写しの保存を義務付けることが適当である。</p>	
	産業廃棄物処理業者等による委託者への通知義務付け		<p>現在は、産業廃棄物の処理の委託先において処理が困難となる状況が発生した場合に、排出事業者がその事実を迅速に把握し得る仕組みとなっていないが、本通知の義務付けによって、その事実を排出事業者が迅速に把握できるようになり、処理が困難な状況で処理の委託及び産業廃棄物の搬出が継続され不適正処理が拡大するような事態を未然に防止することが可能となる。</p> <p>また、同様の状況が生じた場合に逐一都道府県知事への通報を義務付け、都道府県知事が公表を行うという方法も考えられるが、このような手法は排出事業者がそれらの情報を得るという目的を達する上でも迂遠であるだけでなく、都道府県知事等の公表に要する行政コストの分だけ余計なコストが発生する。以上のことから、処理が困難な事由が生じた場合の通知義務付けを採用することが適当である。</p>	

関係法令の名称	規制の内容	評価時期	政策評価の結果(費用と便益の関数の分析等)	評価結果の政策への反映状況
	<p>廃棄物処理施設の維持管理に関する情報公開の義務付け</p>		<p>施設の周辺住民を始めとする一般国民に対して廃棄物処理施設の維持管理に関する情報を広く提供することは、廃棄物処理施設に対する住民の不安を払拭し、廃棄物の処理そのものに対する信頼を確保することに大いに資するものである。また、排出事業者が廃棄物の処理を委託するに当たって適性な処理のできる廃棄物処理施設を選択することは、排出事業者責任の下で廃棄物の適性な処理を確保することに大いに資するものである。</p> <p>また、一般国民や排出事業者が廃棄物処理施設の維持管理情報を積極的に得られるようにするには、都道府県知事が廃棄物処理施設の維持管理情報を集め行政コストを投入して公開することよりも個別の施設設置者に公開させる方が事業者はインターネット接続費等の費用負担が生ずるものの行政コストの観点からも効率的であることから、廃棄物処理施設の設置者に対して維持管理情報の公開を義務付けることが適当である。</p>	
	<p>報告徴収及び立入検査の対象拡充</p>		<p>土地所有者等の関係者が共謀して行う事例を含め、不適正処理の早期発見と責任追及が可能となる。</p> <p>また、そもそも不適正処理に関係していなければ報告徴収・立入検査の対象とならず、土地所有者等の関係者に新たな負担が生ずるものではない。</p> <p>そのため、生ずる負担と得られる効果、その必要性を比較しても、報告徴収及び立入検査の対象を拡充することが適当である。</p>	
	<p>措置命令の対象拡充</p>		<p>都道府県知事は、収集運搬や保管に伴う不適正処理に対し、迅速に対応することが可能になる。また、これらの不適正処理の行為者が逃亡等した場合に、行政による代執行が可能になる。</p> <p>また、そもそも基準に適合した収集運搬・保管を行っている限りにおいては、措置命令の対象にはならず、新たな負担が生ずるものではない。</p> <p>また、これらの基準違反を直罰にする方法も考えられるが、廃棄物処理基準に違反した「処分」を行い生活環境保全上の支障が生じた場合についても、直罰の対象としておらず、措置命令により担保している。</p> <p>以上のことから、生ずる負担と得られる効果、その必要性を比較しても、措置命令の対象を拡充することは適当である。</p>	

関係法令の名称	規制の内容	評価時期	政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	評価結果の政策への反映状況
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律	廃棄物処理施設に関する定期検査制の新設	H22.3	<p> 廃棄物処理施設に対する住民の不信感はいまなお払拭されておらず、我が国の廃棄物を処理していく上での基幹設備として必要不可欠な廃棄物処理施設設置に対する信頼感を醸成していくことが急務である。このため、廃棄物処理施設から生じる生活環境保全上の支障の発生の未然防止や拡大防止を図るため、設備の老朽化等に伴って構造面の安全性及び維持管理の確実性が保たれているかについて都道府県知事等が定期的に確認する機会が必要であるが、許可更新制等を採用すると設置者及び行政にとって多くの負担が発生する。については、都道府県知事が一定の頻度で廃棄物処理施設の構造や維持管理をチェックする仕組みとしては、定期検査を採用することが適当である。 </p>	第174回国会へ当該法案を提出した。 (平成22年5月12日成立、5月19日公布)
	設置許可が取り消された場合等における最終処分場の適正な維持管理を確保するための措置		<p> 廃棄物最終処分場がその設置許可を取り消される事例が近年相次いでおり、許可取消後の維持管理制度を整備することは急務である。維持管理を行政が行うこととすると、廃棄物最終処分場の維持管理は確実に行われることとなる反面、行政に上記のとおり過大な負担が生じる。そもそも、設置者自らが維持管理費用を負担すべきであり、安易に行政が公費を投入して維持管理を行うこととすれば、維持管理費用の負担を逃れるため許可取消しを受けるなどのモラルハザードを招きかねない。このため、当該最終処分場の設置者又はその承継人に対し許可の取消し等があった後も当該最終処分場の維持管理等を義務付けることが適当である。 </p>	
	維持管理積立金の積立義務違反に対する担保措置の強化		<p> 廃棄物最終処分場の維持管理積立金が未納の事例が近年相次いでおり、積立義務に対する担保措置を強化することが急務である。しかし、許可時にあらかじめ積立てることを義務付けると、最終処分事業に伴う収益が上がる前に多額の維持管理費用総額を確保することは事業者にとって困難であり、廃棄物最終処分場の適正な整備が困難となり我が国の適正処理体制の維持をかえって阻害するおそれがある。このため、積立義務に違反した者を施設設置許可の取消し対象として追加することが適当である。 </p>	

関係法令の名称	規制の内容	評価時期	政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	評価結果の政策への反映状況
	<p>廃棄物の再生利用、広域的処理等の特例に係る環境大臣の指導監督の強化</p>		<p>近年、認定のないままに事業内容の変更、施設の改修等を行った事例が明らかになっており、環境大臣が認定対象者に対して適切な指導監督ができないことから、結果として生活環境保全上の支障等が発生・拡大する可能性がある。認定基準を厳格化した場合、認定対象者が減少し、廃棄物の減量その他適正処理を促進するという制度趣旨に逆行する恐れがあるため、事後対応を厳格化することが適当である。そもそも認定基準に適合している限りにおいては、負担が生じるものではない。また、変更の認定等についても、これまでも政令で規定されており、負担が増加するものではない。環境大臣は報告徴収及び立入検査を行う費用を負担することになるが、これまでも任意調査として行っており新たに多大な負担が生ずるものではない。</p>	
	<p>熱回収の機能を有する廃棄物処理施設設置者の認定制度の創設</p>		<p>現在の廃棄物の焼却の手法は、処理費用を低く抑えるため大量に発生する焼却熱を回収せずに放出する「単純焼却」が大宗を占めており、熱回収施設の普及は低く止まっている。熱回収を普及啓発するだけでは、普及啓発コストが発生するにもかかわらず熱回収の質が担保されず効果が限定的である。認定制度とする場合、審査に関する行政コストが発生するが申請者側が要する申請コストは過大なものではなく、かつ特例として定期検査を免除すること等により行政及び申請者の双方にとってのコスト低減につながる。このため、排出事業者から熱回収施設を設置している事業者を見えやすくし、排出事業者が熱回収を十分にを行っている者に対して優先的に処理を委託することを可能とする必要があるため、認定制度を創設することが適当である。</p>	
	<p>多量排出事業者の処理計画作成・提出義務に係る担保措置の創設</p>		<p>現行法では多量排出事業者の処理計画の作成・提出に担保措置がなく、本来なら多量排出事業者に該当する事業者であって処理計画の作成・提出をしていない者も少なからず存在するため、計画の提出を担保する何らかの措置が必要である。産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画の作成及び提出等の義務に違反した事業者について、勧告、公表、命令及び罰則の対象とすることは、より確実な提出等の担保となるが、罰則を受けた場合には事業者が有している廃棄物処理施設の許可までもが取り消され処理が行えなくなることとなり事業者にとって大きな負担となる。このため、計画提出等に違反した事業者に対し、過料を用意することが適当である。</p>	

関係法令の名称	規制の内容	評価時期	政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	評価結果の政策への反映状況
	法的関与要件に交付金事業を追加		<p>本改正事項により、事業者による環境影響評価手続の義務が生じるものの、特筆すべき追加的な負担を生じさせることなく、交付金事業のうち規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業に関し、環境影響評価の実施が担保され、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることが期待される。</p> <p>代替案においては、現行法においても自主的な取組は可能であるが、自主的に環境影響評価手続を行わなかった場合、環境の保全の観点からは、重大な損失を被る可能性が大きく、仮に重大な損失が生じた後の回復措置等に要する費用は計り知れないほど大きくなり得る。方による義務化を通して、法の対象とする規模の事業については一律手続を課すことで、事業に係る環境の保全の観点からの適正な配慮がなされるよう確保することが可能となるため、本改正事項の方が便益が大きいといえる。</p>	
	方法書手続の実施前の段階で、環境保全上配慮すべき事項についての検討を行う手続を創設		<p>第一種事業について、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の早期段階において環境配慮がなされることとなり、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保できる ・事業の円滑な実施にも資することが期待される ・その後の環境影響評価手続に活用することが可能となり、将来的に必要となる調査、予測及び評価の実施期間を短縮することにつながる <p>ことが考えられ、既存文献をベースとする本検討は事業者にとって過度な負担とはならず、また、本検討結果を、その後の環境影響評価手続に活用することが可能となり、将来的に必要となる調査、予測及び評価の実施期間を短縮することにつながることであり、便益が上回ることであり、</p> <p>代替案 については、環境影響評価の実施が義務付けられている事業ではなく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかを個別に判定するという位置付けの事業である第二種事業についても計画段階配慮事項についての検討を義務付けることになるが、将来的に法に基づく環境影響評価手続を実施する必要のない事業についても義務を課す可能性があり、法に定める規定としては過剰になるおそれがある。</p> <p>また代替案 については、現行法においても自主的な取組は可能であり、ガイドライン等を作成していたところであるが、法施行後の運用状況から見て、自主的取組では十分な措置がなされないと考えられ、環境の保全の効果に関する観点から、本改正事項の方が望ましい。</p>	

関係法令の名称	規制の内容	評価時期	政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	評価結果の政策への反映状況
環境影響評価法の一部を改正する法律	環境影響評価図書のインターネットによる公表を義務付け	H22.3	<p>事業者にとって追加的な費用負担は事実上ほぼ発生させることなく、居住地域に限定されずに環境影響評価図書へのアクセスの利便性を向上させ、事業に係る適正な環境情報の形成に資することが期待される。</p> <p>代替案 については、膨大な量に上る環境影響評価図書を必要部数印刷する事務、発送する事務に加え、都道府県庁まで行く必要があり、事業者、一般双方にとって負担が大きい。</p> <p>代替案 については、平成20年3月末時点で環境影響評価法に基づく手続きが完了した119件のうち、自主的にインターネットによる公表を行った事業者は3件にとどまっており、法施行後の運用状況から見て、自主的取り組みでは十分な措置がなされない。事業者負担についてはほぼ同等であると考えられるものの、事業者における有益な環境情報の形成の確保という観点から、環境影響評価図書をインターネットにより公表することを義務付ける方が便益が大きいと考えられる。</p>	第174回国会へ当該法案を提出した。
	方法書段階における説明会の義務付け		<p>法施行後の運用実態を見ると、方法書は法制定時の想定に反して大部化及び内容の高度化が進んでおり、一般的に理解が困難な状況にあり、説明会を行うことで、事業に関して環境の保全の見地からの意見を有する者の理解を深め、有益な環境情報の提供につながることが期待される。</p> <p>代替案については、事業者が方法書段階での説明会を開催した事例(環境省がホームページ等により確認できたもの)は、前述の74件のうち2件のみであり、法施行後の運用状況から見て、自主的取り組みでは十分な措置がなされないと考えられる。事業者負担についてはほぼ同等であると考えられるものの、事業者における有益な環境情報の形成の確保という観点から、方法書段階における説明会を義務付けることが望ましい。</p>	

関係法令の名称	規制の内容	評価時期	政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	評価結果の政策への反映状況
	<p>評価書に記載した環境保全措置等について、事業着手後における実施状況の公表等を義務付け</p>		<p>環境保全措置を含む事後調査は、特に生物多様性の保全の観点から、環境影響評価後の環境配慮の充実に資するものであるが、事業者並びに地方公共団体に対するアンケートや環境省の調査結果によれば、事業着手後の環境に係る状況の公表は一部にとどまっている。事業着手後においても、当該事業に係る環境の保全の状況について、評価書記載事項のとおり履行され、適正な配慮がなされているかを確認するべく、報告書の作成を求めることが望ましいが、その内容は、事業者の負担も考慮し、環境保全上重要なもの、不確実性の高いものについてのみとすることが適当と考えられる。</p> <p>代替案 については、事業者が自主的に実施している環境保全措置の中には、実施状況について法律上公表を義務付ける意義に乏しいものも含まれており、事業者の負担感が大きいことから、適当ではないと考えられる。</p> <p>代替案 については、法に基づく環境影響評価手続終了後の段階における環境保全措置及び事後調査の結果の公表状況に関して、事業者へのアンケート調査(回答数56件)及び環境省の独自調査(インターネットによる調査)を実施した結果、事後調査の対象項目があった事業32件のうち、事後調査の結果の公表が確認された事業は8件(約3割)と限られており、自主的取り組みでは十分な公表等の措置がなされてない。環境保全措置等の報告等について義務付けることで確実に環境保全措置の実施を確保することが可能となるため、本改正事項の便益が大きいと考えられる。</p>	

(3) 租特

評価対象政策の名称	要望の内容	実現しようとする政策目的	政策への反映状況
PCB汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の延長	特別償却措置(初年度14/100)	PCB汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備の整備を促進することを通じて、PCB廃棄物、石綿含有廃棄物等の適正な処理を確保し、もって生活環境の保全を図ることを目的とするものである。	延長 予算要求:石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業(23年度要求11,874千円) PCB廃棄物適正処理対策推進事業(23年度要求100,073千円) PCB廃棄物対策推進費補助金(23年度要求2,000,000千円)
グリーン投資減税(旧エネルギー需給構造改革推進投資促進税制)	<p>政策目標等に基づき今後横断的に普及加速化を促す必要のあるものであって、相当程度の効果(エネルギー起源CO₂排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大)が見込まれる設備・機器を取得し、その後1年以内に事業の用を供した場合には、次のいずれか一方を選択し、税制優遇を受けられるものとする。</p> <p>普通償却に加えて、基準取得額の40%相当額を限度として償却できる特別償却</p> <p>中小企業者に限り、基準取得価額の7%相当額の税額控除。ただし、その限度控除額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額を限度とする。</p>	<p>近年、地球温暖化問題の解決に向けたエネルギー政策に関する内外からの要請が急速に高まっている。また、新興国等におけるエネルギー需要の増大により、エネルギーの安定供給の確保は、これまで以上に重要な課題となっている。さらに、エネルギー・環境分野に対する経済成長の牽引役としての期待が高まっている。こうしたエネルギー政策を巡る内外の環境変化を踏まえ、エネルギー基本計画及び新成長戦略では、以下の政策目標が掲げられている。</p> <p>エネルギー基本計画(平成22年6月) エネルギー起源CO₂は、2030年に90年比 30%程度もしくはそれ以上の削減 一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について2020年までに10%に達することを目指す。</p> <p>新成長戦略(平成22年6月) 2020年までの目標 50兆円超の環境関連新規市場 140万人の環境分野の新規雇用</p>	新設 定員要求:グリーン税制専門官 予算要求:地球温暖化対策のための税を含む税制のグリーン化検討経費(23年度要求24,554千円)

評価対象政策の名称	要望の内容	実現しようとする政策目的	政策への反映状況
<p>特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置</p>	<p>【国税】 (1)認定特定非営利活動法人に対する寄附者に関して、その所得税に税額控除方式(控除率:国税40%、地方税10%、控除限度額:25%)を導入し、現行の所得控除との選択制とする。 (2)認定を取得しようとする特定非営利活動法人に関して、認定の要件の一つであるパブリック・サポート・テスト(PST)の「3,000円以上の寄附者が100名以上」という基準を導入する。 (3)地方団体が個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき独自に指定した特定非営利活動法人に関して、PST要件等を求めないこととする。 (4)認定を取得しようとする特定非営利活動法人に関して、PSTを満たさなくても寄附優遇を受けられる「仮認定」の仕組みを導入する。 (5)認定特定非営利活動法人に関して、みなし寄附金の控除限度額を所得金額の50%(または200万円)へ引き上げる(現行20%) (6)認定を取得しようとする特定非営利活動法人に関して、PSTの基準値を1/5とする特例を恒久化する。 【地方税】 (7)特定非営利活動法人に対する寄附者に関し、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人を、地方団体が条例に基づき独自に指定できる仕組みを導入する。 (8)認定特定非営利活動法人及び上記条例指定された特定非営利活動法人に対する寄附者に関して、個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円に引き下げる。</p>	<p>公共的な活動を行う機能は、従来の行政機関、公務員だけが担うのではなく、国民や市場・企業も含めた多様な担い手が、多様な分野において共助の精神で参加することによって担われる必要がある。これがいわゆる「新しい公共」のイメージであり、この担い手の一つが特定非営利活動法人である。 同法人は現在全国で約4万法人を数えるが、財政基盤に不安を抱えているところも多く、活動の継続性を確保するためには、今まで以上に寄附を集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。 上記の状況を踏まえて、税制調査会の下に「市民公益税制PT」が設置され、寄附優遇税制の拡充や認定NPO法人の認定基準の見直し等について集中的な議論が行われ、その成果が今回「中間報告書」という形でまとめられた。 今回は、上記の問題意識の下、それに対応する施策をとりまとめた「中間報告書」の主な施策について、改めて税制改正要望するものである。</p>	<p>新設・拡充・延長 予算要求:環境NGO/NPO等の活動基盤等の強化(23年度要求68,451千円)</p>

評価対象政策の名称	要望の内容	実現しようとする政策目的	政策への反映状況
試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	総額型控除上限の10%引き上げ等	2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。	拡充 予算要求：環境研究総合推進費(23年度要求7,006,636千円)
環境未来都市整備地域における税制上の特例措置	環境未来都市整備促進法に基づき、環境未来都市整備地域において税制のグリーン化等の所用の措置を講ずる。	新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～(平成22年6月18日閣議決定)に位置付けられた環境未来都市構想を実現する。 「環境未来都市構想」 未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を生み出し、国内外への普及展開を図る「環境未来都市」を創設する。具体的には、内外に誇れる「緑豊かな、人のぬくもりの感じられる」まちづくりのもとで、「事業性、他の都市への波及効果」を十分に勘案し、スマートグリッド、再生可能エネルギー、次世代自動車を組み合わせた都市のエネルギーマネジメントシステムの構築、事業再編や関連産業の育成、再生可能エネルギーの総合的な利用拡大等の施策を、環境モデル都市等から厳選された戦略的都市・地域に集中投入する。 このための新法を整備する(環境未来都市整備促進法)。関係府省は、次世代社会システム、設備補助等関連予算を集中し、規制改革、税制のグリーン化等の制度改革を含め徹底的な支援を行う。また、都市全体を輸出パッケージとして、アジア諸国との政府間提携を進める。	新設